

平成 29 年

三重県議会定例会会議録

(9 月 25 日)
(第 19 号)

第 19 号
9 月 25 日

平成29年

三重県議会定例会会議録

第 19 号

○平成29年9月25日（月曜日）

議事日程（第19号）

平成29年9月25日（月）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘
7	番	稲 森	稔 尚
8	番	野 村	保 夫
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	大久保	孝栄
21	番	東	豊
22	番	山内	道明
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正男
30	番	服部	富児
31	番	津田	健規
32	番	中嶋	年介
33	番	奥野	英広
34	番	今井	智隆
35	番	長田	隆尚
36	番	舘	直人
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	柘 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課班長)	中 西	健 司
書 記 (議事課主幹)	西	典 宏

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文
危機管理統括監	服 部	浩
防災対策部長	福 井	敏 人
戦略企画部長	西 城	昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	福永 和伸
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	城本 曉
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員長	川端 郁子
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員長	竹川 博子
人事委員会事務局長	山口 武美

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

午前10時0分開議

開 議

- 議長（舟橋裕幸） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

- 議長（舟橋裕幸） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。43番 青木謙順議員。
〔43番 青木謙順議員登壇・拍手〕

- 43番（青木謙順） おはようございます。津市選出、自民党会派の青木謙順でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、先日の台風第18号により被災をされました皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い地域の復興を心からお祈り申し上げます。うちの近くでも土砂崩れがあつたりとか、県道が先週の間、通行どめになっておりましたし、今、片側通行まで来たのですが、まだまだでございますので、よろしく願いいたします。

また、最近、大きな国際問題に発展しております北朝鮮の核開発、ミサイル発射問題につきましては、昼夜を分かたず対応に御尽力いただいている関係機関の皆さまをはじめ、御支援、御協力いただいている多くの県民の皆様に厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、7月14日から9月14日まで、約2カ月間、例年と同じく自民党会派、鷹山、県連政調会の3者合同で、友好団体から県政・国政等に関する要望聞

き取り会を実施させていただきました。

また、前回6月定例会議の一般質問以降、報道等にもよく取り上げられた内容もございます。

そこで今回は60分という時間制限もございますので、複数の団体に共通する要望及び喫緊中の喫緊のものを抽出して取り上げさせていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず一つ目でございますけども、昨年度から国政の場で議論が進んでおります森林環境税（仮称）の創設について、当局の考えをお伺ひします。

最初に、皆さん御存じのことと思いますが、国における検討状況などにも少し触れておきたいと思ひます。この森林環境税（仮称）については、昨年末の与党税制改正大綱において、その基本的な考え方の中で、森林吸収源対策としてまとめられております。

概略を申し上げますと、森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出など、その公益的機能の発揮が求められながらも、自然的、社会的条件が不利であることにより、所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備に関し、市町村が主体となって実施する森林整備等の具体的な仕組みについて総合的に検討し、その財源に充てるための森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとされたところです。

しかしながら、都市部の住民の理解を得ることや、特定の業種だけにメリットがあるというイメージの払拭、制度的には、税収の使途や配分など、さまざまな課題がございます。

この課題の話をいたしますと、多分、あれっ、どこかで聞いたことがある話だなと思われた方もあるかと思ひますけれども、実はこの議論は本県では10年以上も前からつい数年前まで議論をされていた、みえ森と緑の県民税の議論とほとんど一緒です。

大分たちますが、本県では平成16年に議会が、みえ森林づくり条例検討会を立ち上げまして、座長であった西場議員と副座長であった大野元議員、そ

して事務局長であった現在松阪市長である竹上元議員が中心となって各議員の意見を取りまとめ、平成17年10月に条例が制定されたわけですが、県民税、森林環境税の導入については、先ほど申し上げたような課題も多過ぎまして、それらの課題の整理と県民の理解を得るためには、一定の期間が必要と判断し、税導入の判断、いわゆる県民税条例制定を執行部に預ける形となりました。

その後、さまざまな形で議論が進められてきたわけですが、鈴木知事の強いリーダーシップのもとで、平成26年に、みえ森と緑の県民税として導入されることとなりました。現在では、全国37の府県において、同様の趣旨の制度が導入されています。

つまり、全国のほとんどの都道府県においては同様の議論を行い、自分たちで納得のできる整理をしてくれているわけですから、都道府県が一致団結して国に対して積極的に働きかけを行っていくことが、よりよい制度の導入につながるとは思います。いかがでしょうか。

また現在、国において検討されている制度は、市町村を主体とした制度設計を検討しております。国における制度導入の検討を一層進めていくには、当事者となる市町村からの要望や意見書等の提出は、欠かせないものがございます。

県内の市町でも温度差があることは承知しておりますが、できれば県内29の全市町が何らかのアクションを起こしていただくことが重要だと思っております。

そこで、伺いたしますが、まず県は、この森林環境税（仮称）の導入についてどのようにお考えでしょうか。

また、先ほど申し上げた知事会や各市町と連携した国への働きかけについては、どのようにお考えでしょうか。

あわせて御答弁をいただきたいと思えます。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、森林環境税の導入につきまして御答

弁申し上げます。

森林は木材生産だけではなく、県土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止などの公益的機能を有しておりまして、こうした機能を十分に発揮させるためには、間伐などの森林整備を着実に実施し、健全な状態を維持していくことが必要と考えております。

このため、県では森林所有者等による自発的な整備を支援するとともに、みえ森と緑の県民税による災害に強い森林づくり等を進めているところでございます。

しかしながら、自然的・社会的条件が不利であることなどによりまして、整備が見込めない森林が増加しており、現在国において、先ほど議員から御紹介のありました森林環境税（仮称）の創設が検討されているところでございます。

この税が導入されますと、これまでの取組に加えまして、条件の不利な森林において市町等が主体となって実施する間伐等が促進されまして、県全体の森林の適正な整備が進むことから、県としても大いに期待しているところでございます。

一方で、森林環境税（仮称）の創設に向けては、現在37府県で導入されている府県独自の超過課税との関係でありますとか、使途や配分の方法、また国と地方における役割など、整理すべき課題もあるというふうに考えております。

このため、県では昨年11月と本年5月に実施いたしました国への提言・提案におきまして、制度創設に当たっては府県独自の超過課税との関係や、国と地方における役割を十分に整理することなどを要望したところでございます。

また、知事会との連携につきましては、本年8月に全国知事会からも国に対しまして同様の内容を要望したところですが、今後も引き続き国の動向を注視しながら、他都道府県とともに国へ働きかけをしていきたいというふうに考えております。

また、各市町と連携した働きかけにつきましては、市長会や町村会、関係団体から、森林環境税（仮称）の早期実現を図ることという要望や、制度創設に当たっての様々な要望をいただいているところでございます。今後もこれらの要望、意見等も十分に踏まえながら、市町とも連携し、国への働きかけを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔43番 青木謙順議員登壇〕

○43番（青木謙順） 大変、前向きに捉えていただいていることで安心もしたわけでありませけれども、関係団体はもちろんのことでございますが、今も話がありました市長会とか町村会の強い要請もございましたので、よろしくお聞きしたいと思っております。

7月だったと思いますが、東京での全国林活議連総会、講演会もありまして、秋田県がウッドファースト条例というのを1年前からつくっておりますので、8月には条例の勉強に西場会長を筆頭に行ってまいりました。

今後は県産材利用促進についても、さらに議論を深めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお聞き申し上げます。

続いて、先日、9月12日の知事定例記者会見で発表され、本会議場での知事提案説明でも触れられました、みえ森林・林業アカデミーについてお聞きいたします。

私は、昨年的一般質問、11月29日だったのですが、名松線沿線に近い林業研究所ということで、三重県林業人材育成方針と林業人材の育成機関の検討状況についてお聞きしたところでございます。あれから10カ月余りが経過しましたが、今回、名称とか設置場所、開講スケジュール、そして、みえ森林・林業アカデミーの特徴が示されました。

（パネルを示す）知事からは、このみえ森林・林業アカデミーは、主に既就業者を対象に新たな視点や多様な経営感覚を持つ人材の育成を目的としていること。この点が主に新規学卒者等を対象とし、林業現場の基礎知識や技術を身につけた人材の育成を目的としている他府県の林業大学校とは大きく

異なるとの説明があったところでございます。

また、人材の役割に応じて三つの育成コースの設定、特に地域振興の視点を持つ経営人材の育成に特化したディレクター育成コースや、よく使われるオール三重での講義、実習体制などは、知事の非常に強い思いが込められた三重県ならではの特徴であると私は感じているところでございます。

みえ森林・林業アカデミーに大いに期待するところでございますが、私も林業研究所が近くにありますので、人一倍心配している部分もございます。一方で、人が集まらなければどうしようかいなと、意味のないものになってしまいますので。

そこで、知事に直接お聞きしたいのですが、みえ森林・林業アカデミーに多くの人々が集い、学び、そして地域を牽引するリーダーが育成される、そんな魅力ある学びの場となるよう、中身が非常に大事だと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） みえ森林・林業アカデミーが魅力ある学びの場となるためにということでございますので、答弁させていただきます。

県内の多くを占める中山間地域において、林業は地域の活性化に欠かすことのできない産業です。

しかし、木材価格の低迷など林業を取り巻く環境は厳しく、こうした状況を打破できる新たな視点や、多様な経営感覚を持った人材の育成が重要であるとの思いから、みえ森林・林業アカデミーを設立することとしました。

このみえ森林・林業アカデミーでは、科学的知見に基づく公益的機能を高めるための森林管理はもとより、森林をはじめとする地域資源を生かした新たなビジネスの創出や商品の高付加価値化などにより、地域振興に結びつける人材の育成を目標としています。

このような人材の育成に向け、林業をはじめとする様々なビジネスの最前線で活躍する経営者など、多様な講師を県内外からお招きし、地域のリーダーとして必要な知識の習得を図るとともに、海外における競争相手にも対

抗できる経営感覚を身につけていただきたいと思います。

また、地域での課題解決能力を高めるため、講義だけでなく、現場で直面する課題を受講者同士が互いに議論し合う実践的なカリキュラムを設定していきます。

さらに、様々な企業や林業関係団体、高等教育機関、市町等と連携し、現場において本県の特徴ある林業等を学べる多様な実習フィールドをオール三重で提供するとともに、受講者の皆さんが幅広い人脈を構築し、将来の三重県の林業をリードしていけるよう、紀伊半島3県の枠組みも含めた広域的なネットワークを活用して、魅力ある学びの場を創出していきます。

このように、みえ森林・林業アカデミーが、地域のリーダーとして活躍できる高い志を持った人材が集う、魅力的な学びの場となるよう、産学官連携組織を設立しオール三重でのサポート体制を構築するなど、平成30年10月のプレ開講、平成31年4月の開講に向け、しっかりと準備を進めてまいります。

議員からありました人が集うようにということにおいては、まさにこの10月から産学官で準備委員会を立ち上げて、1年以上かけて県内各地域を回って、この重要性をしっかりと広報、PRしていくということ、それから実際のいきなり本開講を平成31年4月ではなくて、30年10月からプレ開講という形でやってみて、みえ森林・林業アカデミーのよさをよく知ってもらおうというようなことで、しっかり時間をかけて周知、PRをすることで人が集うという形にしたいと思いますし、議員から御指摘があった人が集うことと中身が大事ということはおっしゃるとおりで、そのために、一言だけ言いましたが、講師陣とかシラバスを検討するアドバイザーという人たちが大変重要であるというふうに思っておりますので、ここはかなり今、綿密に抽出、選出あるいはいろんなお声がけをさせていただいているところです。講師の魅力においてもぐっと引きつけるような場にできるように、取り組んでいきたいと思っております。

[43番 青木謙順議員登壇]

○43番（青木謙順） いろいろお話をいただきました。非常に詳しい答弁をい

ただきまして、よくわかったわけでありませうけれども、余りくどくこれ以上聞くのもどうかと思います、この項の最後として、改めて知事にもう一つだけ聞きたいのですが、先ほども地域振興とかいろんな言葉も出てまいりましたが、今後、この林業を通じて県内の多くを占める中山間地域の活性化をどのように図っていくのか、もう少し詳しく決意も含めてお願いしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 農業や水産業もそうでありませうけれども、林業は単なる産業政策ではなくて地域政策というふうには捉えています。

とりわけ中山間地域において林業というのは、その中山間地域の主要産業であることが多いわけですので、林業のリーダーを育てるということは、なにかんづくその地域のリーダーを育てるということであろうと思っております。今回はとりわけ中山間地域の振興というものを念頭に置いて、その新卒の人たちを、基本的なことを育てるというよりは、リーダーを育成するということに重きを置いて、今回のみえ森林・林業アカデミーを設定したということもありますので、こういう林業のリーダーを育成することで、なにかんづくその中山間地域のリーダーを育てるという思いで、このみえ森林・林業アカデミー、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

〔43番 青木謙順議員登壇〕

○43番（青木謙順） 「WOOD JOB！」の盛り上がりもずっと続いておりますので、ぜひこのチャンスを大いに生かしていただきたいと思っております。

先ほども言いましたが、林業研究所、本当にうちから車で10分もかかりませんので、たびたび調査にお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

時間の関係もございませうので、次に今後の三重県の観光振興について、お伺いしたいと思っております。

昨年11月定例会議の一般質問では、全線復旧した名松線に関連して、実は今日もヘッドマークのバッジを付けているのですが、沿線の地域資源を生かした観光戦略について、ゴルフツーリズムや地酒等を活用した沿線地域の

振興から県中勢地域全体の観光振興につなげていく、さらに県全体に波及させていくことの重要性をお伺いしたところです。

具体的には、ゴルフツーリズムでは、タイのパタヤにあるEGA東海岸ゴルフコース協会との覚書を締結したことや、スペインで開催された国際ゴルフ旅行商談会への出展のほか、ゴルフ場とインバウンドに取り組む観光事業者等の連携を促進して、ゴルフツーリズムをインバウンドの一分野として確立していくための取組など、力強い答弁をいただいたと記憶しております。

また、地酒や津市北部に新たにいろんな施設ができましたけれども、そういった新たに加わりました観光拠点など、地域の観光資源を結び、点から線、線から面へというような広がりを持たせていくことにより、観光客の周遊性とか滞在性を向上させて、県の目指す観光消費額の増加につなげていきたいという、これも積極的な強い意志を感じられる答弁をいただいたと思っております。ゴルフ場を核とした観光振興、地域の活性化はもちろんのこと、今後の県の観光振興に大きな期待を寄せているところでございます。

そこで前回の場合は時間の関係もあって、波及させていくお話をただで終わってしまいまして、具体的に伺うことができなかった県全体の観光振興について、今回は特に伺いたいと思います。

（冊子を示す）この冊子からとったのですが、（パネルを示す）一部つくらせていただきました。

まず、最近の本県の観光を取り巻く状況ですが、これ小さいのですが、ちょっとグラフが高くなっているのは平成25年の式年遷宮のときでございまして、28年まであつてくつと上がっているわけですね。この平成28年度の観光レクリエーション入込客数推計は4200万人弱ですね。きちっと数字が出てますので4189万2000人ということになってございまして、前年比6.8%増となっております。伊勢志摩サミットの効果があらわれていると思います。

グラフはこれぐらいにしまして、一方、最近の話ですけども、今年9日に発表された平成29年夏休み期間中の主要観光施設の観光入込客数は、600万人強となりまして約30万人の減少となっております。

1日当たりの入込客数にしますと約9000人の減少、対前年比は約7%の減少という結果になってしまいました。

この調査は、7月15日から8月31日までの48日間の県内の主要21施設の観光入込客数を調査したものでありまして、県では台風第5号の影響をはじめとする雨天が多かったことを主な要因と分析されているところでございます。

また、続いて9月12日でしたか、本年4月から5月にかけて開催されました第27回全国菓子大博覧会・三重、お伊勢さん菓子博2017の実行委員会総会が開催された記事がございましたけれども、菓子博開催による経済効果は約86億円、来場者アンケートによる分析では、約58万4000人のうち、県内宿泊客は約12%の7万人強にとどまったとの公表がございました。

濱田実行委員長も、もう少し宿泊に結びついて欲しかったというコメントを出されるなど、県の目指す観光消費額に大きく影響を及ぼすだろう宿泊客数が伸び悩んでいることは私も大変残念に思っております。

多くの観光客の方々に来県いただくという一定の成果はあらわれているものの、観光消費額の増加を目指す県の観光振興政策は、いまだ道半ばであることを示していると思いますし、今後の県の取組に大いに期待をしているところでもございます。

また、ヨーロッパの豪華客船が県内の港に初寄港するというお話もお聞きしております。

そこで、今後の県の観光振興に向けた取組をどのように進めていくおつもりなのか、どのような対策を行っていくのか、お伺いしておきたいと思えます。

一方で、観光振興政策を進めていく上で、全国的な動きの中で懸念されている事案がございますので、あわせてお尋ねをしておきたいと思えます。

アメリカのエアビーアンドビーなどに代表される仲介サイトの登場で急速に普及してきている民泊のことでございます。急速に増加する海外からの観光客の宿泊需要に対応していくためには、この民泊も一つの手法であると思えますが、近隣住民とのトラブルなどで世間を騒がせている報道も多くござ

います。

国では、今年の6月、こうしたトラブルの発生を未然に防ぎ、民泊事業者の適正な業務運営と増大する訪日外国人旅行者の宿泊需要に対応し、来訪及び滞在を促進していくため、一般住宅に有料で観光客を宿泊させる民泊の営業ルールを定めた住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が成立し、平成30年、先日の記事によりますと来年6月から施行される予定となっています。

また他の記事ですが、東京都や大阪府では既に宿泊税が導入されており、京都市も来年10月の導入を目指しているという動きがあるとも伺っております。

このように、三重県の観光を取り巻く状況は、国内外、県内外を含め、大きく変わってきている状況にあると思います。

三重県は全国屈指の観光県であり、観光業に携わっている方々をはじめ、多くの県民の皆さんが県外からはもちろんのこと、国外からも多くの観光客に県にいただき、三重県の魅力を見て、触れて、そして体験していただきたいと、そのように考えてみえるのではないかと思います。

そこでお伺いしますが、今後も引き続き、国内外から多くの観光客を誘客していくため、民泊の動きなども踏まえて、県としてどのように観光振興を進めていこうとしてみえるのか、お考えをできたら知事にお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 民泊の動きも踏まえて県としてどのように観光振興を進めていくのかということで、答弁をさせていただきます。

地域経済の活性化、地方創生を進める上で、観光振興は非常に大きな役割を果たすものであります。本県では、観光で地域の稼ぐ力を伸ばす、さらなる観光の産業化、伊勢志摩サミット開催の知名度向上を生かしたインバウンド誘致、国際会議等MICE誘致に官民一体となって取り組んでいるところであります。

国においては、明日の日本を支える観光ビジョンにおいて、東京オリ

ピック・パラリンピックが開催される2020年に訪日外国人旅行者数を400万人とする目標を定め、その達成に向けた取組が進められています。国内外からの旅行需要に対応するための、いわゆる民泊新法が平成30年6月に施行される予定となっており、多様化する宿泊ニーズに対応することは大変重要である一方で、関係団体の皆様など現場でしっかり頑張っていただいている皆さんとしっかり意見交換をしながら進めていくことが大事であるというふうに思っておりますので、様々な動向も注視しつつ、的確に対応していきたいと考えております。

一方、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、三重県の夏休みの観光入込客の状況は対前年比95%となり、各観光施設には創意工夫して取り組んでいただいたものの、雨天の日が前年が12日でありましたけれども、今回は26日ということで倍以上あったという影響もあり減少したこともありましたけれども、減少したという事実について、重く受けとめなければならないというように思っております。

このため、喫緊の取組として本県への宿泊客が最も多い関西圏をターゲットにした集中的なプロモーションを実施し、秋以降の誘客拡大につなげていきます。

県内の新たな動きとして、本日、三井アウトレットパークジャズドリーム長島がスケールアップオープンし、店舗数・店舗面積で日本一となります。

また、来月17日から伊勢志摩サミット後初の政府系国際会議となる観光庁主催の国際観光シンポジウムが開催され、「観光業の持続可能な発展における女性の役割」をテーマに議論されます。

四日市港客船誘致協議会と連携した客船誘致の成果として、平成30年1月に、イタリア客船コスタネオロマンチカ、6月に英国客船ダイヤモンド・プリンセスの四日市港への初寄港が実現するとともに、7月末から8月にかけてインターハイ2018彩る感動東海総体が開催されるほか、10月には我が国初となる日本ゴルフツアーコンベンションが開催されます。

あわせて、新名神高速道路（仮称）亀山西ジャンクションー新四日市ジャ

ンクション間の開通が見込まれ、県内の広域交通ネットワークが整備されます。

さらに、3年後には東京オリンピック・パラリンピック、その翌年には三重とこわか国体及び三重とこわか大会が開催されます。

また、2025年には第63回神宮式年遷宮に向けた諸行事が始まり、2027年にはリニア中央新幹線東京―名古屋間が開業するなど、三重県と大都市を結ぶ高速交通ネットワークが概成します。

このように、三重県観光に引き続き大きなチャンスが訪れようとしています。これらのチャンスを逃すことなく、持続可能な観光地域づくりを推進するため、本日、公益社団法人三重県観光連盟が観光庁に日本版DMO候補法人登録を申請します。

県は、観光連盟と連携し、一元的な情報発信やプロモーションを行うとともに、観光施設の魅力アップや外国客船の寄港、高速交通ネットワークの利便性向上を国内外からの観光客の増につなげるため、海、山、川など豊かな自然を生かした体験メニューの充実を図るなど、地域一体となった魅力的な観光地域づくりを今まで以上に進め、観光による地方創生につなげてまいります。

〔43番 青木謙順議員登壇〕

○43番（青木謙順） 大変よくわかりました。夢のあるお話をありがとうございました。また、この今日とかいうスタートすることに期待したいと思っております。ぜひ、三重県への観光誘客を積極的に進めていただくことを期待したいと思います。

なお、民泊につきましては、ほかの方も心配をしてみえることもあって質問される方もあるかと思いますが、これからの部分があるため、手探りの部分もあるのかなと、それが実態かなと思っています。

しかしながら、地域の住民はもちろんのこと、関係団体等の間で結構不安が広がっているというお話も伺っております。

国では、民泊を届出制として、営業日数の上限を180泊と規定し、民泊を

営む事業者及び家主への苦情対応や標識の掲示などの義務規定も設けているところでは。

また、住宅宿泊事業法第18条では、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止する必要があるとき、合理的に必要と認められる場合ではございますが、政令で定める基準に従い、都道府県などが条例で区域を定めて、住宅宿泊事業、民泊を実施する期間を制限することもできると定められております。

これから三重県もそういった条例制定に向けた検討も進められることと思っておりますけれども、様々な観点からしっかりと検討していただくことをお願いして、時間があと限られてきましたので次の質問に移らせていただきたいと思います。

最後に、県立一志病院についてお伺いしたいと思います。

まず、少し古い話になりますが、さきの県立病院改革の経緯からお話したいと思います。

10年前になりますかね。平成19年8月、県は有識者等による病院事業の在り方検討委員会を設置いたしました。翌平成20年9月には検討委員会からの答申が出されまして、また翌平成21年2月に県は、県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）を公表しました。

民営化という衝撃的な内容でしたので、地域からの要望書が提出され、可能性詳細調査で行われたパブリックコメントでは、民営化案に反対する多くの意見が私の地元を中心に寄せられました。

その後、平成22年1月には、基本方針の内容は民間移譲とされたものの、様々な状況等を勘案し、直ちに民間移譲を行うことは困難として、当面の間は県立県営で運営していく方針が示されたところでございます。

あわせて、このころの一志病院の状況についても振り返っておきたいと思っております。

これは、以前に私も一般質問で申し上げたところでございますので、要点のみを申し上げたいと思っておりますが、まず平成19年の検討委員会が立ち上がっ

たときに、検討材料として用いられたのは、実は平成17年度の資料だったのですね。平成17年度と言えば、僕も余り思い出したくもないのですが、一志病院の運営方針を巡って病院長と病院事業庁長が対立した形になって、医師を全員引き揚げるという事態を招いたわけでございまして、病院存亡の危機に瀕していたころだと認識しています。

しかし、検討委員会の立ち上がった平成19年には、既に三重大学の協力によりまして、家庭医の実習の場として医師を派遣いただき、当時の飛松院長のもと、再生に向けて新たなスタートを切ったところでございます。

検討委員会では議論が進む中で、飛松院長のリーダーシップのもと、病院スタッフの努力と地域の皆さんの支援によりまして、一志病院は次々と新たな取組を始め経営も順調に好転していきました。

検討委員会の検討内容と現実の一志病院の姿が乖離しとるといった状況になってまして、答申が示され、方針案が公表されたころには、その内容と一志病院が全然重ならないという食い違いを見せており、せっかくのみんなの努力を無に帰すようなことは議論せずに、最新のデータで議論をしていただくように私もいろんなところでお願いしたことを今でも覚えています。

その後、現在の四方院長がお越しいただきまして、津市の竹原診療所や伊勢地診療所への医師派遣や在宅療養に対する支援を積極的に行われるなど、地域医療に多大な御貢献をいただくとともに、家庭医の育成拠点として、また、僻地医療の拠点病院として、さらに一志病院を大きく成長させていただきました。

また、この間、津市においても寄附講座の開設をはじめ、在宅患者への訪問診療等を支援する予算を編成するなど、一志病院に対して、一定の支援をしてこられたところでございます。

一方で、県行政においても大きな変化がございました。これが鈴木知事の誕生ですけれども、知事は若いこともございまして、判断も行動も非常に早く、それが知事の魅力の一つであるわけでございますが、この一志病院の関係については、結構慎重に熟慮を重ねて重ねて結論を出していただいたよ

うな気がいたしております。

この間、知事は地域の医療機関にも結構訪れられたり、地域の医療の現状を見られるとともに、四方院長とも話し合いをする時間を設けていただいたと伺っております。

さらに、6月定例会議では、地元から遠く離れた北勢地域選出の議員からも、知事の判断を御英断と評されまして、この御質問や御提案をいただくなど、一志病院が県議会でもメジャーになったなど私も後ろに座ってまして思ったところをごさいますて、本当にすばらしい判断であったと認識を新たにしております。

さて、ここからです。知事は様々な情報をもとに、今年6月、公的関与が必要との御英断をいただいたわけですが、知事がそのような判断をされた理由を改めてお伺いしたいのです。

また今、紆余曲折を経まして、今年度、津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会が立ち上がって、三重大学の竹村教授を筆頭に、津市からは副市長、健康福祉部長、医療担当理事、県からは病院事業庁長、健康福祉部医療対策局長、そして四方病院長をメンバーとして、今後の一志病院のあり方について検討をしていくこととなったわけですが、まだ検討会も途中ということもありまして、無理にとは言いませんが、知事自身が先の英断をされる際に、思い描いた今後の一志病院像のようなものがありましたら、あわせて答弁をいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 県立一志病院について公的関与が必要と判断した理由と、その際に私が思い描いた一志病院像について御質問いただきました。

まず最初に、社会情勢の変化を踏まえた国の政策における行政の求められる役割の変化について説明いたします。

高齢化の進展により、医療と介護の需要が増え続ける中、国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、社会保障の充実・安定化とそのため安定財源確保及び財政健全化の同時達成を目指す、社会保障と税の一

体改革が進められてきました。

その中で一つの転換点となったポイントとなる平成26年6月、医療介護総合確保推進法が成立しました。これは誰もが住み慣れた地域で、安心して質の高い医療・介護サービスを受けられるよう、病院完結型の医療から地域全体で治し支える、地域完結型の医療へ転換するとともに、医療・介護・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めていくものであります。

こうしたことから、国は、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針、総合確保方針と言いますが、これを策定し、県には地域包括ケアシステムを支える医療・介護人材の確保や市町の支援を、市町には地域包括ケアシステム実現のため、県と連携しつつ在宅医療・介護の提供や連携に資する体制の整備を図ることなど、行政に求める役割を示しました。

次に、一志病院の役割・機能の変化についてです。こうした中、一志病院では、「安心してこの地域で生活し続けられる医療を提供し、全国の医療過疎を解決するモデルになります。」をビジョンに掲げ、四方院長を先頭に職員が一丸となって、在宅医療を含む地域医療を実践してきました。また、津市白山・美杉地域の保健・医療・介護職員などの多職種連携による地域包括ケアシステムの構築に積極的に関わるとともに、その中心的な役割が期待されています。

さらに、竹村教授など三重大学家庭医療学講座と密接に連携しながら、総合診療医の育成と確保に取り組むほか、県により院内に設置したプライマリ・ケアセンターでは、地域でプライマリ・ケアを実践できる看護師や介護職員などの人材育成に取り組んでいるところであります。そういう関係者の皆さんの御努力もあって、今や人材育成については東の筑波、西の三重と言われるほどに至っています。

このように平成21年度に策定した県立病院改革基本方針から7年が経過し、一志病院とそれを取り巻く社会情勢が大きく変化してきました。

また、現在一志病院に求められている役割や入院施設などの機能を前提と

すると、安定した経営が必要となります。こうした状況を踏まえ、公的関与の必要性が高まったと判断をした次第であります。

最後にあるべき一志病院像についてであります。現在、津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会で、住民にとって最適な地域包括ケアシステムを検討しているところです。

高齢化が進み、医療・介護の社会資源が充足しているとは言えない当地域において、住民の方々が安心して最期まで暮らし続けることができるよう、行政、保健、医療、福祉、介護に関わる多職種が連携を密にして、地域包括ケアシステムを構築していくことが必要であり、一志病院がその核となるものであると考えています。

そのためには、在宅医療や入院医療を含め、安定した医療サービスを提供するとともに、引き続き、一志病院を拠点として総合診療医やプライマリ・ケアを実践できる看護師等を育成することが必要です。

また、平成30年2月に津市で開催される日本在宅医学会第3回地域フォーラムは、一志病院の医師が誘致したものであり、このような志を持った若い医師が活躍する場であり続けることが重要だと考えています。

一志病院は既に、津市白山・美杉地域の地域包括ケアシステムを先導し、他地域の参考になるモデル的な取組を展開してきましたが、県と市の適切な役割分担のもと、さらに連携していくことで地域の住民にとってよりすばらしい病院にしていきたいと考えております。

〔43番 青木謙順議員登壇〕

○43番（青木謙順） 大変詳しく御答弁をいただいたと思っております。

地域の皆さんや病院スタッフの方々も、知事の御判断に本当に感謝していると思います。

また、これまでの一志病院の院長をはじめ、スタッフの頑張りが認められたような気がしております。

私は7月に一志病院で13年連続で人間ドックを受けたのですが、お世話になりまして、本当に病院の中のいろんな方とお話をすることもあり、病院で

笑顔というのはおかしいのですが、そういった語らいもあるわけでございます。今年には特に大変親切に再検査まで御指導いただきまして、感謝をしておりますわけでございます。

一志病院は、実は私の生まれ故郷でございまして、私は60年前にここで産声を上げていまして、これは余り言ってないのですけれども、そういうことでふるさと中のふるさとといたしますか、人一倍一志病院に対して執着と申しますか思い入れが強いわけでございます。

しかし、今の一志病院は、これまでの全てのものをどんどん通り越して、県の地域医療になくはならない存在になっていると思います。

今も知事からもお話がございましたけれども、津市白山・美杉地域は高齢化の進行及び人口減少が著しいわけでございまして、全県において近い将来、恐らく向き合うことになる課題にもろに直面している地域なのです。平成4年から29年と、この四半世紀の間に、津市全体で見ると人口変化はほとんどないのですが、白山地域ではおおむね25%減、美杉地域においてはほぼ半減でございまして、高齢化率を見ますと、県全体では27.9%、津市全体では28.3%、白山地域は38.3%、美杉地域は57.8%と、津市内でも最も高齢化率が高くなってございます。

こうした2025年問題を少し先取りしている地域に立地しているので、一志病院の他職種連携をはじめ、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問薬剤指導・訪問栄養指導等、在宅療養支援への取組は、他地域のモデルともなり得るのではないかと考えております。

加えて、先ほども申し上げましたように、一志病院は家庭医の育成拠点でございまして、僻地医療を担う人材を育成する拠点となっておりますので、僭越な言い方ですが、一志病院で力をつけられた医師が、他の地域でも僻地医療を担うなど、県の地域医療の中でも存在感を増していくと確信しているところでございます。

また、県では、先ほどもお話がありましたように、一志病院にプライマリ・ケアセンターを設置して、家庭医に加えて家庭医を支える看護師などの

医療スタッフの育成も図ってみえます。

さて、県内で存在感を増す一志病院ですが、医療資源が十分でない白山・美杉地域における貴重な地域医療提供の核であるとともに、地域包括ケアシステム構築における重要なファクターであることも忘れてはいけません。

先ほども申し上げましたとおり、現在、津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会が、これまで2回開催され、私も結構スケジュールを調整しまして2回傍聴させていただきました。

第2回までの議題は主に地域包括ケアシステムの構築が中心となっており、県や市、三重大学の竹村教授から取組の紹介があったりとか、また県が先進的な他県での取組を紹介したりしてみえました。

大変気になっている方が多い、そして地域住民の最も関心の高いのは、いろんな報道機関等にも出ておりますので、一志病院の運営形態をどうするかという議論については次回に予定されています。

今、津市とも協議を十分進めていただいているとは思っているのですが、こういった議論になると、すぐに2極対立的な議論になりがちなんです。県営なのか、市営なのかとか、そういうような白黒はつきりさせようという論調なのです。

しかし、一志病院に求められている機能から考えると、2極論では最適な結論は出ない気が私はしております。

先ほどもお話があったかも知れませんが、在宅医療を中心とした地域医療体制のあり方とか、地域包括ケアシステムに包含されておりますけれども、ここを考えると、これまで以上に基礎自治体である津市の関与が必要になってくるのかと思っておりますし、その一方で医療人材の育成と一地域にとどまらない広域的な機能を果たしていることを考えるとき、県がしっかりとこれからも関わっていくことが不可欠であるとも考えられます。

そうした中で、最も適切な運営形態を模索するには、私が特に望んでいるということではなく、誤解を招きたくないのですが、独立行政法人化とか指定管理とか一部事務組合という案もあるのではないかと思います。

しかし、それぞれにデメリットやメリットもございますので、十分な検討が必要でございます。

いずれにしましても、この津市白山・美杉地域を含めて、地域住民が安心して、切れ目のない医療・介護サービスを永続的に受けられることが重要でございます。これが次世代にもつながっていくわけでありますので、そういった案も示しつつ、例えば津市としっかり協議をしていただきたいと考えているのですけれども、このような様々な案を津市に示して協議はされているのでしょうか。

あるいは、今後されるのでしょうか。これは医療対策局長のほうがいいですかね。お伺いしたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 津市との協議の状況についての御質問でございます。

先ほど議員から御説明もありましたように、津市白山・美杉地域の住民にとりまして最適な地域包括ケアシステムを構築するために、津市白山・美杉地域における在宅医療・介護の提供体制等に関する検討会を設置しております。

6月に開催した第1回の検討会では、社会情勢の変化や今後のスケジュール等について検討を行いました。

8月の第2回検討会では、地域包括ケアシステム構築に係る現状と課題や白山・美杉地域の目指すべき姿などについて検討を行ったところでございます。

検討会を開催するに当たりましては、事前に県と市の担当職員による実務会議を適時開催し、様々な調整を行っているところでございます。

今後の検討会につきましては、10月中旬ごろに第3回目の検討会を開催しまして、津市や県など各主体の役割を踏まえた一志病院の運営形態について検討する予定としてございます。

さらに、第3回の検討会を踏まえ、11月末ごろには第4回の検討会を開催し、検討結果を取りまとめる予定としております。

先ほど知事からも御答弁申し上げましたように、当地域は高齢化が進み、医療・介護の社会資源が充足しているとは言えない地域でございますので、住民の方々が安心して最期まで暮らし続けることができるよう、行政、保健、医療、福祉、介護に関わる多職種が連携を密にして、地域包括ケアシステムを構築していくことが何よりも大切だと考えております。

こうしたことを実現するために、一志病院の運営形態につきましても、関係者間で調整を行いながら、最もよい方法を津市と協議して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔43番 青木謙順議員登壇〕

○43番（青木謙順） 話がかわるのですが、医療対策局長、今いろいろお話をされて、期待もしたいと思います。先週の金曜日は四日市市での、みえの輝く女子フォーラムに参加させていただいて、知事もお見えでしたが、女性の活躍とかダイバーシティについて勉強させていただきました。

今回の一志病院検討会のメンバーは男性ばかりなので、どうしても角を突き合わすような関係になりやすいのではないかと、そんなことを直感で感じておったのです。

また、一昨日はサオリーナの竣工式がございました。舟橋議長は武道振興会代表で御挨拶をされていました。これまで多くの署名を届けたが、三重県だけでは無理だったけど、三重県と津市が協働したことでうまくいったと、そんなお話も挨拶の中で盛り込んでみえました。

第2回検討会の中で、竹村教授が述べられた、我々は、この10年間、地域住民のために命がけで頑張ってきたという言葉が私の胸に今、突き刺さったままです。

よりより今後の進め方を大いに期待をしますので、これ以上お聞きしませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

時間がありますので、最初にも申しましたが、いろんな友好団体との懇談で、60団体ほど皆さんとともに懇談をさせていただきました。

その中で、いくつかの要望の中で特に共通する課題が見えてきましたので、少しそれを紹介して、要望にとどめながら最後にまとめたいと思います。

一つ目は県財政についてでございます。今年2月、平成29年度当初予算が上程された際にも、会派の枠を超えて共通して出された意見の留置しですので、申しわけないです。先ほどの質問でも少し触れましたが、この夏に関係団体からの多くの意見を聞かせていただく中で、業界、業種を問わず、多くの団体から同様の意見が並んだんですね。

県財政の厳しい状況ばかりが前面に出て、県の政策に期待が余りできないのと違うかとか、県からの支援が期待できないのと違うかという声が非常に多かったような印象がございます。

そして、二つ目、人材育成。先ほど林業の人材育成のお話で期待を持たせていただくわけでございますけれども、とりわけ後継者不足に悩む業界、業種が本当に多いのだなということを感じました。いろいろな専門職、資格とか、また仕事の魅力というのがありながら、それがなかなかうまくつながっていかないと。当面、60歳以上の経験のある方たちの活躍でつないでいけるけれども、若い方がそれをつなぐタイミングはどうなんだろうということでございますので、それに対する支援を望む声を数多く聞かせていただきました。

特に県財政の問題は、いつまでたっても危機的な状況だと聞かされるし、厳しい言い方をすると、職員は県自体が転覆しかねない状況だと言われる人もあります。

企業の人材育成、後継者問題についても、行き着くところは同じなのかなとざくっと感じさせていただいています。幾ら自立が必要だと言っても、本県のような地方では中小零細の企業が圧倒的に多く、一時的には一定の支援がないと立ち行かない企業は数多くございます。

そんな中、毎年、県や市町の予算が削減されて、事業規模が縮小していくわけですから、特に中小零細企業は不安にならざるを得ないと思いますし、経営者が不安を抱えているところに後継者は育たないように思います。

県の財政状態が本当に厳しい状態だということは理解しているつもりですが、来年の2月に示される平成30年度当初予算では、将来に希望を抱ける説明を聞かせていただきますよう強く要望いたしまして、お時間もゼロになってまいりましたので、私の質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 21番 東 豊議員。

〔21番 東 豊議員登壇・拍手〕

○21番（東 豊） 皆さん、おはようございます。品格を尊び、気概に富むを標榜する会派鷹山の一員として、その名に恥じぬよう一般質問をさせていただきます。尾鷲市・北牟婁郡選挙区選出の東豊でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は何の日は省きまして、アイスブレイクの時間を2分ほどお話をしたいなと思っています。先日ある本を読んでいましたら、こんなことが書いてありました。

小学校で児童たちに、お母さんの口癖の言葉は何ですかというアンケートをとったそうです。次のような結果が返ってきました。第1に勉強しなさい、第2に早く起きなさい、第3、これは想像つくと思いますが、早く寝なさい、第4が早くしなさい、第5がだめじゃない、第6が宿題やったか、第7がテレビやゲームばかりしないで、第8がしっかりしなさい、第9が頑張っってね、第10は大丈夫という結果だったそうです。お母さんたちの多くはこのような言葉で子どもを叱咤激励していることが明らかです。

しかし、一方的な押しつけによる激励の言葉は、かえって意欲をそぐということになっているのではないのでしょうかということでした。

毎年、夏休みには、東京から孫たちがやってきました、三重で数日間一緒に過ごします。今年もそうだったわけですが、三重の自然を満喫して楽しく帰っていきました。ありがたいことです。

実は、私にとっても、3年ほど前になるのですが、2人の孫にとっても非常に苦い釣り初体験のことを毎年のように思い起こすのです。詳しくは別の

機会にお話しできればと思いますが、それ以来、今は小学3年生ですが、釣りのつの字も言わなくなったんです。三重に来て、おじいちゃん、釣りしたいとは言わなくなったのです。

つまり、保護者として自信ややる気や意欲を持たせることができなかったと苦い思い出、深く反省していますが、毎年来ていただくことをうれしく迎えているところです。

そんな状況ですが、それでは、質問に入ります。

かつて私どもが小学生だったころの授業で、本を読んでいるとき、うまく読めていない子がいたかと思いますが、1文字1文字、文字を拾っていくということ言葉になっていない。これは小学校に入ってからすぐはそうであるわけですが、1学期ぐらい過ぎていくと、それがすらすらと読めるようになるのだそうですが、読むスピードがとても遅い。黒板を写すのがとても遅いとか、ちゃ、ちゅ、ちょなどをよく間違える。字の形がおかしい。授業中ぼうっとしている。集中力が続かない。おしゃべりがとまらないとか、図書館で借りる本がなかなか決めきれなかったり、もしかしたら今でいう学習障がいだったかもしれません。

発達障害者支援法の施行から12年が経過しました。お手元に資料がありますが、（パネルを示す）その間、自閉症・アスペルガー症候群、広汎性発達障がいやADHD注意欠陥多動性障がい、これも難しい言葉だったと思うのですが、身近に聞こえてきました。学習障がいについての関心が高まって、ちょっと気になる子どもの行動や社会性にかかわることの相談件数が非常に多くなったということでございます。

そこで発達障がいの早期発見に有効な就学時健診、つまり来年度入学する子どもに対し半年ぐらい前に行われますが、就学支援委員会などで十分なチェックがなされているか、そして学習障がいの可能性のある子どもに対して、就学前から学齢期へと切れ目のない支援ができているかをお聞きしたいんです。

また行動について、保護者が気になる点を問診票などに書いてもらうなど

検査内容の充実について、県教育委員会としてどのように認識しているのか、まずお伺いしたいと思います。

続けますが、昨年度、文部科学省が公表した「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」では、「発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために」とサブタイトルがつけられていて、必ずしも医師による障がいの診断がないと特別支援教育を行えないというものではなく、子どもの教育的ニーズを踏まえ、適切な指導や必要な支援を行う必要があるとされていますが、その取組についてお尋ねいたします。

教育長、よろしくご願ひ申し上げます。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 学習の発達障がいの関係で御質問を3点ほどいただきました。

まず切れ目のない支援についての件でございます。特別な支援が必要な子どもについては、幼稚園や保育所等の就学前においても、障がいの状況を把握し、保護者と相談しながら個別の指導計画を作成して指導、支援を行っており、小学校への継続した支援につなげています。

県教育委員会では、切れ目ない支援を実施することができるよう、特別な支援が必要な子どもについて、必要な支援情報を円滑に校種間で引き継ぐことができるパーソナルカルテの活用を平成24年度から進めています。

パーソナルカルテの活用にあたっては、保護者の理解と協力を得た上で、特別な支援が必要な子どもが、安心して学校生活を送ることができるよう、生活や学習上の配慮の参考として、指導、支援に活用しております。

2点目の就学時健康診断の件でございます。

就学時健康診断については、市町教育委員会が学校保健安全法に基づき、11月までに視力、聴力、内科及び歯科の健康診断等の項目について検査を行うとともに、事前に保護者が予防接種歴や既往症、体や心の健康及び行動等について記入した調査票に基づいて、子ども一人ひとりの心身の状態を把握

しております。

また、県内には、よりきめ細かく状況を把握するために、就学時健康診断の前に、子どもたちの活動の場面を見て行動を観察したり、法で定められている3歳児と就学時に加え、5歳児での健康診断を実施するなど、独自の取組を行っている市町もあります。このことを県教育委員会も把握しております。

国においては、発達障がい疑われる子どもの早期発見と、適切な教育的支援につながるよう、調査票に発達障がいの観点を加えるなどの就学時健康診断マニュアルの改訂を今年度中に行い、平成31年度入学予定児童からの適用に向けて、見直しが行われています。

県教育委員会では、市町の健康教育担当者連絡協議会等において、発達障がいの早期発見の観点を加えたマニュアルの改訂の趣旨を丁寧に説明するとともに、先ほど紹介をさせていただきましたような県内に市町独自の取組として有効な事例がございますので、そういった事例を把握して他の市町に情報提供するなど、きめ細かな取組を行っていきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、入学後におけるディスレクシアの可能性のある児童への支援についての件でございます。

学習障がいのうち、とりわけディスレクシアについては、小学校入学後に文字の読み書きを通して障がいの状況が確認されることが多いと考えられています。

このため、小学校において、子どもの文字の読み書きの困難さに気づいた段階で、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター等を構成員とする校内委員会で状況を把握し、個別の指導計画を作成します。その上で、必要に応じ通級指導教室を活用し、子どもの状況に応じた支援を行っております。

具体的には、ゴシック体など読みやすい字体の使用や文字の大きさの調整を行ったり、読む文字が明確になるようスリットのある補助具を使用したりするなどの支援を行っております。また、文字を書くときに、筆順を色でわか

りやすくしたり、文章の意味を音声で伝えたりする支援を行っています。

さらに、通級指導教室と通常の学級の教員が、具体的な指導方法や子どもの状況等について情報を共有し、通級指導教室で学んだ方法を通常の学級でも活用できるようにしております。

県教育委員会としましては、ディスレクシアを含む学習障がいのある子どもに少しでも早く気づき、適切な対応が行われるよう、市町教育委員会とも連携して取り組んでいきたいと考えております。

〔21番 東 豊議員登壇〕

○21番（東 豊） 御答弁いただきありがとうございます。独自の取組をやっている市町があるということで、県下に広めていくように御努力いただくことを御答弁いただきましてありがとうございます。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいです。

続けますが、パネルを用意しました。（パネルを示す）ディスレクシアと舌をかみたくなるようなのを教育長はうまく言っていただきましたね。これを通告するまでは、ディスレクシアとは何と、周りの人にも多かったので、あえてここで2番目の項にしました。

入学時に読字障がいディスレクシアの可能性のあることに気づかず、周囲の無理解から放置されるケースで、知的な遅れがなく本人は頑張っていると思われていることも多く、親からしかられていることがございます。そして、私はすごく心配するのは、そのことがやがて学級内で、いじめとかうつ病とか不登校などを起こすことがあると指摘されています。

行動面に比べ、つまりADHDなんかと比べると、学習面の問題は気づかれにくく、学びにくさへの支援が十分とは言えない状況で、少し御紹介いただきましたが、アセスメントツールが十分ではないんじゃないかという状況でした。一言でいいますと、気合と根性で解決しないものだ、ツールがちゃんと要るんだ、適切なサポートが必要であります。

そこで質問しますが、ディスレクシアに関する正しい知識や理解、啓発についての県教育委員会の認識と対策についてお聞きしたいのです。今後、ま

すまず知識を増やして欲しい、認識を広げて欲しいということがあります。

例を引きますが、先日、中嶋議員と2人で上京しまして、永田町で文部科学省初等中等教育特別支援教育課の担当者から先ほど申し上げた就学時健診であるとか、読字障がいへの今後の対応方針について聞き取ったところです。一部新聞報道でもされていましたが、平成31年度からの子どもたちに対しては見直していくということがその場で確認できましたし、今、御答弁もいただいたところです。三重県は、あすなる学園こども発達総合支援室で、チェック・リスト・イン三重、CLMを活用して、個別指導計画マニュアルが作成されているところですが、小学校への適正な引継ぎとかも含めて早期発見、早期支援が重要と考えます。

そんな意味から、この啓発を広めて欲しい、それから時間があればもう少し申し上げたいところは、特別支援学校、特別支援学級、それから通級とおっしゃいましたけれども、通級での支援の実態は、なかなか予算的なこともありまして、行き届いていないというふうなことでございます。

ですので、お金のことはちょっと置いておいたとしても、知識、認識を広めていく、そして専門家を数多く、人材育成を増やしていくところについて、再度教育長、御答弁をいただければと思います。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） ディスレクシアに関する正しい知識の啓発とか研修についての御質問でございます。

ディスレクシアのある子どもは、本人の読み書きの困難さが周りの人には理解されにくいいため、教員がディスレクシアを含む学習障がいの特性を理解し、気づくことが大切です。

県教育委員会では、発達障がいのある子どもとかかわる機会の多い通級指導教室の教員を対象に、平成28年度から発達障がいの特性の理解や指導方法に係る連続講座を開催しております。その中で、読み書きの困難さに対する支援方法や有効な教材教具等についての研修も進めております。

県教育委員会としましては、就学後に、教員が学習障がいのある子どもの読み書きの困難さを見逃さず、適切な対応につなげられるよう、改めてディスレクシアを含めた学習障がいの特性を周知するなど、より多くの教員に理解が広がるように取組を進めたいと考えております。

教員が正しい知識を得ることで、子どもがディスレクシアの可能性あるかもしれないと考え、保護者と共有することにより、これらのやりとりの中で、ディスレクシアやその対応方法の理解を深めていきたいと考えております。

また、学習障がいのある子どもたちの状況に応じた指導が進むよう、かがやき特別支援学校が、あすなる学園の分校において蓄積されてきた読み方・聞き方のトレーニング、子どもの状況を理解した適切な声かけのノウハウなど、効果的な指導方法についての研修会を開催していきたいと考えております。

県教育委員会としましては、子どもの読み書き等の困難さに寄り添い、早期からの気づきにより、全ての子どもたちが安心して学習できる環境づくりに、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

〔21番 東 豊議員登壇〕

○21番（東 豊） 御答弁いただきありがとうございます。あすなる学園とかがやき特別支援学校が連携してということで、センター・オブ・センターですから、全県下にぜひ広めていくということが大事だというふうに思います。

学力向上のために緊急対策チームをつくられて、それは非常に必要かと思えます。もう一方では、低学年へのきめ細かい一人ひとりに寄り添った支援の重要性を再認識して教育施策に取り組んでいただきたいと思えます。その支援の仕方によっては、その人の人生を大きく左右すると思えます。

映画俳優で有名なトム・クルーズさんとかキアヌ・リーブスさんなど、アメリカでは広くカミングアウトして知られているところです。私は台本を読めないということをおっしゃって非常に衝撃を受けたのですが、ぜひとも広めていっていただきたいし、それは差別ではなくてちゃんとその子に合った

指導方法がありますので、御対応をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問をさせていただきます。汚染土壌処理業の許可申請における指導要綱の制定についてと題しました。

紀北町上里地区で計画されていまして汚染土壌処理施設については、事前調整や協議、特に地域住民への周知が十分でなく、土壌等保管庫の建設が始まってから住民が知ることとなりました。水道水源の上流であったこともあり、大きな不安が広がったところであります。

県議会へも許可に対し慎重な判断を求めるとの請願が提出され、3月21日には全会一致で採択されたところです。

汚染土壌処理業につきましては、土壌汚染対策法第22条において、汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、つまり結論から申し上げますと県知事の許可が要するというところでございます。

(パネルを示す) これは今のところではありますが、こういう手続で進められます。法の規定でいきますと、市町との協議や住民への事前周知については規定されておりません。また、汚染土壌処理施設の許可の時期におきましても、施設建設の完成後であり、今回の紀北町のケースは、他の所管法である事前の建築確認がされていたことから、事業者が建築確認済証の交付を受け、平成27年夏ごろから工事が始められたようです。地域の住民が建設工事の実施について地元3区合同の住民説明会によって周知がされたのが、平成28年12月のことでした。つまり1年以上も周知されていなかったこととなります。去る9月1日には、事業者から紀北町に対し、事業撤退の報告がされたということですが、そこでお尋ねします。

事業者との事前の協議や相談の経緯について、改めて県当局がどのように対応をされたのかの部分をお伺いしたいと思います。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 紀北町上里地区で計画されておりました汚染土壌処理施設にかかる経緯等につきまして御答弁申し上げます。

まず建設の経緯でございます。先ほど質問にもございましたが、事業者は

平成27年7月に汚染土壌処理施設にかかる建屋の建築確認を受け、同年9月ごろから建設を開始するなど、事業計画を進めておりました。

その後、平成28年10月ごろから事業者が地元説明を開始し、翌29年2月から紀北町水道水源保護条例に基づく審議会が開かれ、同年5月に紀北町が規制対象事業場に認定したことから、事業者は汚染土壌処理施設の設置ができなくなりました。

現在の状況でございますが、先ほどございましたとおり、今月1日に事業者が紀北町に対して同地区における汚染土壌処理業を撤退する旨、報告したところでございます。

一方、県の対応状況といたしましては、平成27年1月、事業者から県に対して問い合わせがございまして、その後、具体的な事業計画の相談があった同年8月から、土壌汚染対策法や国のガイドライン等に基づき、施設の構造や騒音、悪臭、粉じん等の環境保全対策に関する技術的指導を行ってまいりました。

また、具体的な事業計画の相談があった当初から、地元の理解を得た上で事業を進めるため、住民への説明や紀北町との事前協議を行うよう、口頭で指導を行ってきたところでございます。

以上でございます。

〔21番 東 豊議員登壇〕

○21番（東 豊） 今、環境生活部長からお話をいただきありがとうございます。再確認の意味でお尋ねをしたのですが、特に逐次指導は行ってきたが、口頭であるということが非常に大きかったのでないかと。水道水源の上流で、計画段階で隣接地の住民への周知や紀北町との協議が具体的には行われていなかったことが課題であったというふうに思います。

先ほどの映写資料にありましたように、事前の部分が全くないわけですね。例えば、関東圏ではオリンピックの工事、あるいは県内ではリニア新幹線の建設も想定されています。自然由来の汚染土壌も含め多く発生することがこれから見込まれるわけです。今後汚染土壌処理施設の新たな建設も想定され

ていますが、地域住民への事前説明や関係市町との協議など、施設設置前の手続を規定することにより、地域と事業者のコミュニケーションが進み、事業者側も的確に対応することができるのではないかとこのように考えます。

(パネルを示す) これは参考までに今の産業廃棄物処理施設設置に関するフロー図であります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律でこの許可申請が行われるわけですが、これには周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査結果を記載した書類の添付が環境省令で必要でありますし、その一番前に地元説明、協議であるとかがうたわれております。汚染土壌処理施設と業の許可についても事前手続に関する指導要綱の制定が県において必要であると私は考えるのですが、そのことについて御答弁いただきたいと思っております。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長(井戸畑真之) 事前手続に関する指導要綱の制定について御質問いただきました。

土壌汚染対策法においては、事業者は汚染土壌処理施設の建設着工前に設置の許可を受ける必要はございません。施設設置後に汚染土壌処理業の許可を受けることになっております。

許可、不許可の判断については、県が汚染土壌処理施設に関する基準及び申請者の能力に関する基準に基づき書類審査を行った上で、施設完成後には現地確認を行うなど厳正に審査を行います。

ただし、現行法令においては、先ほど議員からございましたように、地元住民等への周知や関係市町等との事前協議などの事前手続に関する規定はございません。

このように、現行法令では事前手続制度がございませんので、汚染土壌処理施設の設置に当たっては、周辺環境の悪化を懸念する地元住民等とのトラブルや、他法令等を所管する関係機関や市町との調整不足によって事業リスクが生じるなど、様々な問題が顕在しております。

今後、土壌汚染に対する社会的な関心の高まりとともに、汚染土壌処理業の許可申請に関する相談が増加する可能性もございます。

このような状況を踏まえ、事業者と地域とのコミュニケーションや関係機関への早期の情報提供等により、地元の理解を得た上で適切な事業が進められるよう、県では許可申請前の事前手続に関する要綱の制定を検討しておるところでございます。

要綱の主な規定内容といたしましては、土壤汚染対策法所管部署との事前協議、関係機関や関係市町との事前協議、地元住民等への周知の3項目を考慮しておりまして、地元住民等と事業者との信頼形成、円滑な手続の促進及び周辺環境の保全に配慮した汚染土壌処理施設の設置を図ることを目的としております。

以上でございます。

〔21番 東 豊議員登壇〕

〇21番（東 豊） 御答弁をいただきましてありがとうございます。指導要綱の制定については、これから準備に入ろうということで、ぜひ市町、関係機関と十分協議して、なるべく早いうちに制定をしていただければと私も思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして3番目であります。日本農業遺産に認定された尾鷲ヒノキ林業について質問させていただきます。

平成28年度に国が創設した日本農業遺産に、林業分野では全国唯一、尾鷲ヒノキ林業が認定されました。伊勢志摩も漁業と真珠というのがあるわけですが、県当局はもとより尾鷲林政推進協議会や地元関係者の皆様の御努力に敬意と感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

映写資料を出しますが、（パネルを示す）急峻で痩せた土地において適切な密度管理により、緻密な年輪が形成された高品質なヒノキを持続的に生産する独自の伝統的技術が継承されていること、全国的に高性能林業機械や自動化された製材技術による低コスト林業が進む中で伝統的技術が継承されていること、海岸線までヒノキが植林されているなど、地域の林業にとって形成される景観は特徴的であるということなどが評価されたようであります。

（パネルを示す）これが今の日本農業遺産の2ページ目のタイトルであり

ますが、そのようなことが書かれています。

今回の認定を受けて地元も大変盛り上がっているということであり、私も期待するところで、先般8月4日には、県主催の農業遺産シンポジウムが津市内で開催され私も参加いたしました。

さて、質問ですが、この認定を紀北・尾鷲地域の地域振興にどのようにつなげていくのか、県当局の今後の取組をお聞きしたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、日本農業遺産の認定と紀北・尾鷲地域の振興についてということで御答弁申し上げたいと思います。

尾鷲ヒノキ林業の日本農業遺産認定に当たりましては、尾鷲市や紀北町、林業・木材産業の関係団体から構成される尾鷲林政推進協議会の皆さんの認定に向けた御努力をはじめ、これまで長きにわたり、先人の皆さんが地域の地形や気候に適応し、高品質なヒノキを持続的に生産してこられたことが評価されたというものでございまして、こうした努力も含めまして、改めて感謝とお祝いを申し上げたいと思います。

日本農業遺産に認定されました8地域のうち、全国で唯一、本県から2地域、もう一つは先ほど紹介がございました鳥羽・志摩の海女漁業・真珠養殖業でございまして、この二つが認定されたことを受けまして、県では、これも先ほど議員から御紹介ありました、8月4日に両地域の協議会と共催で、県民へのPRと関係者の連携強化に向けた認定記念シンポジウムを開催したところでございます。

このシンポジウムには、大分県の世界農業遺産に認定された地域の代表の方などをお招きいたしまして、地域で生産される農林水産物等のブランド化、あるいは人材育成に向けた世界農業遺産中学生サミットの開催、住民が主体となった地域見学ツアーの実施など、本県にとって大変参考となる先駆者としての取組を御紹介いただいたところでございます。

また、農林水産業に携わる人々が、代々受け継がれてきたなりわいに自信と誇りを持ってやっていくことが重要でありまして、そうした誇りを胸に、

地域から生み出される産品などの付加価値を高め、人を呼び込み、所得を増やしていくことで、農業遺産が持続可能なものとなっていくなどの御意見をいただいたところでございます。

こうした御意見を踏まえまして、日本農業遺産の認定を紀北・尾鷲地域の振興につなげていくために、大きく三つの取組が重要であると考えております。

一つ目は、地域の皆さんに自信と誇りを持っていただくため、林業関係者だけでなく、より多くの地域住民の皆さんにも尾鷲ヒノキ林業や日本農業遺産について知っていただけるよう、啓発イベントの開催や伝統的な技術・文化の継承に向けた人材の育成。

二つ目は、伝統的な林業を持続的に続けていくために必要な収入の確保に向けた、新たな商品開発やブランド力の向上等による尾鷲ヒノキの需要拡大。

三つ目は、地域の魅力を伝える情報発信や語り部の育成、また尾鷲ヒノキを身近に感じてもらえるモデル林等の整備、美しい景観や豊かな自然を生かした観光コンテンツの磨き上げなどによる交流促進に取り組む必要があると考えております。

県といたしましては、これらの観点を踏まえまして、引き続き関係する市町や地域の皆様とともに、事業等の具体化に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

また、観光事業者やメディア関係者、学識経験者など、様々な方々と連携いたしまして、日本農業遺産の認定をゴールではなく新たなスタートとして、紀北・尾鷲地域の振興につながるよう支援していきたいと考えています。

以上でございます。

[21番 東 豊議員登壇]

○21番(東 豊) ありがとうございます。自信と誇りを持ってもらうための人材育成、伝統的林業の新たな商品開発をする、それから情報発信をして語り部をやっていく、観光資源としてということでお話をいただきました。

その農業遺産シンポジウムでは、農林水産部長、御答弁いただきましたが、

先進地事例ということで、大分県の紹介をしていただきました。それは世界農業遺産に認定されました、つまり4年前の平成25年ではありますが、「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」の紹介がその場であったわけです。興味があったのでその方と名刺交換をして、早速、お伺いしますとお話をしましたら、どうぞということだったのです。所用でその方とはお会いできなかったのですが、現地の取組を調査いたしました。

(パネルを示す) これはホームページから抜粋をしましたが、農業遺産認定から2年目なんです、農業遺産の語り部養成に取り組んでいらっしゃいました。そして、そのそれぞれの団体が認定を受けているということで、去年、今年と毎年増やしているわけです。農業遺産に認定されている国東半島宇佐地域とは、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町など6市町村にまたがっていますが、今日は宇佐市の安心院町のことをお話ししたいと思います。

(パネルを示す) 実は、その語り部のリストにございましたが、宇佐市の2番の方、NPOの事務局の女性の方とお話をさせていただいたのです。農村民泊発祥の地と称した看板がありまして、そうなのですかという話をしましたら、規制緩和も含めて農泊が始まる前から大分県独自で取り組んでおられたということで、つまり20年以上前から取り組んでいらっしゃっていました。平成の大合併で人口5万人ぐらいに今はなったそうですが、ここはもともと7000人ぐらいの安心院と書いてあじむと読む町でありまして、20年ぐらい前から農泊を始められて今では小さいエリアに60軒以上が農泊をされている。そして、なおかつ教育旅行も含めて年間1万人を超える利用者があるということでした。1万人が多いか少ないかは別として、質の問題だと私は思っていますので、年間1万人を超える子どもたち、台湾とかインバウンドの子どもたちも教育旅行として受け入れていらっしゃるということでした。

三重の場合も、先ほど農林水産部長が御答弁いただいたように、まずは紀北・尾鷲地域に足を運んでいただき、伝統的な尾鷲ヒノキ林業、地域の文化、美しい景観などに触れ宿泊もしていただきたいと願うところです。そのため

には、私は前回も申し上げたとおり、農家民宿の質と量の充実が必要だと思っています。三重県内の農家民宿の現状というのは紹介していただいたとおり、40数軒ですかね。今年とかはちょっと増えているようですが、その現状と取組の意気込み、将来像も含めて農林水産部長の御答弁をいただければと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、農家民宿の取組について御答弁申し上げます。

農山漁村での滞在におきまして、農林漁業体験などを楽しむ農林漁業体験民宿、いわゆる農家民宿は平成15年以降、関係法令の規制緩和措置が図られたこともありまして、全国での営業数は年々増加しております。

県内におきましても同様の傾向になっておりまして、特に平成28年4月の旅館業法の改正により、農林漁業者以外でも農家民宿を開業できるようになったことがありまして、このことから新規に11件開業いたしまして、現在42件が営業しているところでございます。

こうした中、国は農家民宿の取組をさらに進めるため、伝統的な生活体験や人々との交流を楽しむ場などを地域が一丸となって提供する、農泊制度を創設いたしまして、農山漁村地域の所得向上を実現する上での重要な柱に位置づけ、平成32年度までに農泊に取り組む地域を全国で500カ所創出することを目標に掲げ推進しております。

本県におきましても、農家民宿の量と質の充実を図るためには、こうした農泊の取組を県内全域で推進することが重要と考えておりまして、地域の関係者が一丸となって、インバウンドを含めました旅行者を受け入れる体制整備などに取り組んでいるところでございます。

具体的には農家民宿の拡大に向け、先進事例を紹介するセミナーの開催、開業希望者への個別相談対応、PR冊子「いなか旅のススメ」による情報発信など、新規開業に向けたサポートを行っております。

また、質の充実に向けては、三重の魅力を存分に味わえるよう、多様な閑

係者が連携しながら、地元食の共同調理を楽しむ体験、地域の生活・文化を知る体験、生き抜いていく力を育む様々な自然体験など、先ほど御紹介いただいた林業の体験も含めまして、様々な体験も取り入れながら裾野の広い農泊の展開を図っていきたくと考えています。

県内では、こうした取組につきましては既に積極的に進めているところもございまして、例えば尾鷲市や紀宝町では、農家民宿が民泊紹介サイトを活用したことによってインバウンドが非常に増加したことでありますとか、大紀町では地域活性化協議会が中心となりまして国内外に向けて積極的なPRを行った結果、台湾からの教育旅行誘致にも成功したという事例、こういった成果も生まれてきているところです。

県といたしましては、今後も引き続き、国の事業も活用しながら、市町や関係団体と連携いたしまして農泊に取り組もうとする意欲ある地域の掘り起こしを図ってまいります。

また、今回の日本農業遺産の認定も契機としながら、農泊の魅力であります泊まる、楽しむ、味わうなどの取組を地域と一丸となって磨き上げ、インバウンドを含めた旅行者を呼び込み、農山漁村地域の活性化につなげてまいりたいと思っています。

以上でございます。

〔21番 東 豊議員登壇〕

○21番（東 豊） ありがとうございます。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

今、生きる力と御答弁いただきましたので、教育長の御答弁はいただかないですが、今年3月には新学習指導要領が告示されました。主体的・対話的で深い学びを構築することがクローブアップされて、今までもありましたけれども、生きる力の育みが強調されているところです。

農家民宿を活用し、児童生徒の林業の学び旅として素敵な取組ができるのではないかと思います。

これは8月のことでしたが、（パネルを示す）先ほど青木議員からも紹介

ありましたが、森林議連で秋田県、青森県に行ってまいりまして、西場議員ほか7名で白神山地世界遺産のブナ林散策道を調査してまいりました。

ガイドをお願いしたのはこの方です。御本人の了解を得て映写していますが、日本山岳ガイド協会認定の登山ガイドで、白神山地ガイド会会長の渡邊さんという方です。

白神山地の自然のことやブナ林のこと、水のこと、マタギのことまで多くを話されました。この看板は少し見にくいですが、傷があるのです。設置後すぐに熊の好奇心から引っかかれた傷跡と説明いただきました。参加者の我々にこう促しました。「今日もし熊に遭遇したら皆さんは御安心ください。静かに静かに後ずさりしてください。決して走っていきません。走るものは追いかけてきますから」と。その後、「対決は私が一人ですますから御安心ください。」と頼もしいことを言ってくださったのです。

帰り際、センターの人に聞きましたら、この人はニックネームがありまして、熊さんと呼ばれていたそうでありまして、まさに熊のような体の大きい方でした。

尾鷲ヒノキ林業の地域で、例えばさっき申し上げた学び旅に取り組むなら、送り出す学校と受け入れると旅行企画会社の3者が連携しないと商品化できないですね。知事の御答弁で今日、日本版DMOを申請されると。全県版だと思えます。いよいよ一步踏み出そうとされていますが、インバウンド観光の産業化やDMOの設立などへと発展させる素材が大きくまた増えたんじゃないかと思っていますが、事前通告はなかったのですが、南部地域活性化局では何かそのことについて御答弁いただけることはありますか。

○**地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子）** 東紀州の観光の産業化を促進する手段の一つとしてですが、5市町連携のDMOの設立によって、先ほどお話にございました農家民宿活用の教育旅行や、インバウンドはもちろん、より幅広く東紀州地域の資源を生かし、つなげていくことができると考えております。東紀州地域振興公社とともに、これからも関係機関、地域と十分意見交換し、協議を重ねてまいりたいと考えております。

[21番 東 豊議員登壇]

○21番(東 豊) ありがとうございます。ぜひ積極的に取り組みいただきたいと思いますが、ここで一つだけ申し上げたいのは、農業遺産になったからといって知名度向上を狙っただけの宣伝や広告や何人来たかと動員数を増やそうとするだけの単発的なイベントではなく、真剣に地域経済を活性化させ、地域経済循環の拡大を図る、ここでは林業ということになるわけですが、地域全体の経済循環の拡大を目指す持続可能な取組が必要だと思っています。御期待を申し上げたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。県営都市公園熊野灘臨海公園の管理状況と将来のあり方について。時間の都合がございますので、1番目と2番目は一緒に質問させていただきたいと思います。

整備計画の目的及び現状と今後のあり方についてであります。御承知の方もいらっしゃると思いますが、昭和45年から事業着手がされている県営熊野灘臨海公園、愛称・熊野灘レク都市孫太郎と言うわけですが、これは、昭和44年に閣議決定された新全国総合開発計画、いわゆる新全総に沿って建設省のレクリエーション都市構想として全国5地域、山形県、新潟県、千葉県、愛媛県、三重県が選ばれ総合的な開発を行ってきました。

レクリエーション都市の概念は、大規模公園の一つの種類として大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的としているそうです。総合的な都市計画に基づいて、自然環境の良好な地域を主体的に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000ヘクタールを標準として配置すると整理されているのであります。

少しはしよりますが、その中で五つほど項目がありまして、標準規模が1000ヘクタールであるとか、収容力最終目標1日最大10万人であるとか、土地利用を3地区に分けてありますとか、開発経営は公共主導の公共、民間協力方式、市町村や企業、農協、漁協などと共同出資による第3セクター、こ

それはなかなか難しい状況であるわけですが、第3セクターの設立、あとは地元の産業とうまく活性化させなさい、あるいは公共投資が重点的に行われることが必要であると。その中で自然環境との調和、法的規制などが大事であると掲げられていたわけです。

映写資料がございますが、（パネルを示す）つまり47年ほど前からのことが書いてございまして、基本計画を3回見直しております。評価審査委員会の対象にもなっています。さらに平成12年には、筆頭株主の名古屋鉄道株式会社が第3セクターから撤退を希望されています。現在では株式会社サン・サービスが引き継いでいる状況であります。5年前の平成24年度には都市公園事業は概成している、つまりあらかた整っているということで、その後の整備がなされておられません。高速道路整備など交通環境の変化が大きいわけです。高速自動車国道が延伸したことであるとか。レジャーそのものの需要の多様化、訪日外国人観光客など時代の変化を捉えた今後の整備のあり方について、県土整備部長に県当局の方針をお伺いしたい。

それと2番目ですが、30年、40年たっている施設も当然ございまして、老朽化が著しい施設における利用者の安全安心と快適空間の確保への対策が喫緊だと思われるのですが、その辺の整備のお考えを聞きたいと思います。

先ほど青木謙順議員からの質問の中で、観光レクリエーション入込客数の推移がございましたが、熊野灘臨海公園の入込客でピークは110万人です。これは平成22年がピークでございました。その後、ずっと落ちてきまして、これは社会環境が変わってきますので当然下がる。南に伸びていくわけですから、それはそれで効果があったと思います。熊野のほうに移っていくわけですから、それはいいわけですが、現在、平成28年度では58万人。つまり、56%ぐらいに落ち込んでしまったという状況でございます。単にお客さんが来ればいいということもあるかわかりませんが、質の問題もあって、受け皿の問題もあるので、その辺の今後の取組、新たな検討を加えるべきではないかという意味も含めてお尋ねをいたします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長登壇（水谷優兆）** それでは、紀北町にあります熊野灘臨海公園の位置づけと公園施設の維持管理についてお答えさせていただきます。

熊野灘臨海公園は、大都市地域のレクリエーション需要への対応、地域住民の健康増進等を目的とした都市公園です。先ほど議員から一部御紹介もありましたように、昭和53年の開園以降、テニスコート、プール、体育館などのスポーツ施設のほか、コテージ、オートキャンプ場などの宿泊施設を順次整備してきました。

現在、公園に隣接する民間経営の観光ホテルとの連携による相乗効果等から、県内唯一のリゾート型の都市公園として多くの方々に利用されております。公園を取り巻く社会的な状況には変化はありますが、現在も東紀州地域における重要な集客、交流の拠点であると考えております。

県内外から多数の来園者があり、公園施設を安全で快適に利用していただけるよう、適切に維持管理していくことが必要と考えております。

当公園の施設の多くは、設置から約40年が経過し、修繕を要する箇所が増加が想定されております。そこで修繕箇所や工法、順序等について再検討する必要があると考えております。

このため、施設ごとに老朽化の程度、利用状況、利用者のニーズ、維持管理コストなどを考慮し、管理を委託している民間事業者や地元紀北町とも協議の上、修繕計画の見直しをしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔21番 東 豊議員登壇〕

○**21番（東 豊）** 修繕計画の見直していくということですので、期待を申し上げたいと思います。予算のことはなかなか言いにくい話ではありますが、やっておくべきときにやらないと手遅れになってしまう。安全安心、南海トラフも含めて地震とか津波が起きたときに、貴重な資源にもなろうかと思っておりますので、その辺も考慮して取り組んでいただきたいと思います。

以上、準備をしました通告は終わったのですが、少し時間がありましたので、思い返すと先ほどの青木謙順議員とは常任委員会も一緒でありますし、

森林議連も一緒であります。ほかの自民党系会派の視察も3回同行して、一般質問の原稿を書くのに、具体的な準備がなかなかできなかったということで話をしたことがあるのですが、それでも一生懸命取り組ませていただく中に、新幹線に乗りましたら青森ですが、こんなお米があったのです。三重は結びの神というおいしいお米がありますが、青森に行きましたら青天の霹靂というお米がありまして試食しました。文字に書いてあると普通は秋晴れの晴という字を書きそうなんです、実は青い天と書きます。これが本当の字だろうと思ったのですが、それは青森の空に突如としてあらわれる稲妻のようだと、そのぐらいおいしいものだ。特Aのランクを3年連続とっていらっしゃるということで、そのお米で一つ語りができる。それから、もう一つは青天の霹靂というお菓子もありました。お米は日本人にとって主食であります。食べることは大事であります、私は青天の霹靂という言葉聞いたときに、これは大した御努力が裏側にあった。でも、言葉を使ったときにイメージできることを、ちゃんとストーリーとして考えておくべきではないかと思えます。

私は今回の質問で特に林業とか日本農業遺産については、2年ほど前から農林水産省に行ったときに、こういうことがありますから、ぜひ地元でもということでお誘いをいただいた後、当時、吉仲農林水産部長だったと思いますが、しっかり取り組みますと日の目を見たということで、決して浮き足立たずに着実にストーリーを考えていただいて、地域の価値として取り組んでいただければいいなと思いました。

そんなようなことを思い返して、全国いろんな地域で頑張っていらっしゃる。三重県もおくれをとることはないと思いますが、ぜひ足りないところは補っていただいて、教育長も含めてよろしくお願い申し上げます。

本日的一般質問、これで終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（舟橋裕幸） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（水谷 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（水谷 隆） 県政に対する質問を継続します。5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 日本共産党津市選出の岡野恵美でございます。お昼からの眠い時間の質問ですが、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

まず、知事に非核平和への思いについてお尋ねいたします。7月7日、人類史上初めて核兵器を違法とする核兵器禁止条約が国連会議で、国連加盟国の3分の2の122カ国の賛成で採択されました。

核兵器禁止条約は、その前文に被爆者の容認しがたい苦難と損害に留意しと盛り込み、加盟国に核兵器の開発、保有、実験、使用だけでなく、核兵器による威嚇行為も禁じている画期的なものであって、核保有国が条約に参加する道もつくられています。残念ながら唯一の被爆国の代表である日本政府は、この核兵器禁止条約を決めた会議に参加しませんでした。

しかし、被爆者の皆さんや市民社会の代表など多くの日本人が積極的に参加し、国会議員として唯一日本共産党の志位委員長が採択を願うスピーチを行いました。

何とんでも、この画期的な核兵器禁止条約が決まった背景には、被爆者の皆さんの粘り強い運動があったことは誰もが認めるところです。

さて、第72回国連総会は9月12日に開幕し、20日には核兵器禁止条約の署

名式が行われました。署名、批准手続を済ませた国が50カ国に達してから、90日後、条約は効力を発します。

ところが、日本政府は先日、被爆者の皆さんの参加してほしいという要請を断りました。

さて、三重県は、全自治体が非核平和の都市宣言を20年前に全国で一番早く達成し、このことから県議会が非核県宣言を行いました。

去る8月9日には、これを記念して平和のつどいが行われました。広島から被爆体験証言者がお話ししてくださり、被爆者の証言に基づいて原爆の絵を描いている広島市立基町高校の高校生の活動の紹介に、参加者は核兵器廃絶の思いを強くしたのではないのでしょうか。

このつどいで舟橋議長は、この核兵器禁止条約について触れられました。

しかし知事の口からは、せっかく被爆者が三重県に来てくださって、平和の願いを証言してくださったのに、核兵器禁止条約についての言及は一切ありませんでした。

そこで、知事に2つの点についてお聞きいたします。

第1点は、核兵器禁止条約について、知事の受けとめ方と日本政府の考え方についてどう思われるかお尋ねします。

第2点は、被爆者の皆さんが取り組んでおられる、「ヒバクシャ国際署名」についてです。9月12日現在865人の市町村長、このうち知事は16人が署名されているそうですが、被爆者の皆さんが鈴木知事に署名してくださいと依頼されたら、知事は署名をされますか。お聞きいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点、御質問いただきました。1点目は核兵器禁止条約について日本政府は署名しない方針を表明しているが、知事の考えはどうかという点であります。まず、この点について答弁いたします。

核兵器の廃絶は人類共通の願いです。しかしながら、今なお核兵器は存在し、人類に脅威を与え続けています。

特に、今年に入ってから北朝鮮が国際社会の度重なる警告を無視して弾道

ミサイルの発射を繰り返し行うとともに、核実験を実施しており、国民の不安が増大しています。

このような北朝鮮の行動は、核兵器の廃絶を願う国際世論を無視した暴挙であり、断じて容認できず強い憤りを感じているところでもあります。

我が国は唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界を実現するために、核兵器の非人道性に対する正確な認識と、厳しい安全保障環境に対する冷静な認識、この二つの認識のもとに、核兵器国と非核兵器国の協力による具体的・実践的措置を積み重ねていくことが不可欠であるということを日本政府は基本的な立場として示しています。

本年7月に国連本部で採択された核兵器禁止条約については、その交渉過程に核兵器国が参加しておらず、核兵器国と非核兵器国の対立を一層助長し、その分断を大きくする可能性があり、先ほど申し上げた日本政府の基本的な立場に合致していないことから、日本政府は本年3月の交渉会議でその旨を述べた上で、以降の交渉には参加せず、現在も署名しない方針としています。

私もここまで述べた日本政府の姿勢を現実な外交路線をとるという観点から支持という立場です。

日本政府においては、引き続きNPT、核拡散防止条約やCTBT、包括的核実験禁止条約、議長国として昨年の外相会合において広島宣言を取りまとめたG7など、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する枠組みにおいて、先頭に立って議論をリードし、現実的かつ実践的な取組を積み重ねることで、核兵器のない世界実現のために努力を続けていただきたいと考えております。

それから2点目であります。「ヒバクシャ国際署名」について、署名する自治体の首長が増えているが、知事は署名しないのかという御質問をいただきました。

「ヒバクシャ国際署名」は、核保有国とその同盟国がとる核抑止政策を転換させることにより、被爆者の願いである、核兵器を禁止し廃絶する条約を成立させることを目的とした取組であると承知しております。

私も核兵器の廃絶を強く願っており、核兵器のない世界の実現を求める被爆

者の皆さんの切なる願いは、重く受けとめられるべきものだと思っています。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、この核兵器禁止条約は核兵器国が参加しておらず、北朝鮮などの核開発情勢の深刻化により、世界各国で連携した対応が従来にも増して求められる中、核兵器国と非核兵器国の対立を助長し、分断が大きくなることを強く懸念しています。

こうしたことを踏まえ「ヒバクシャ国際署名」への署名については、差し控えている状況であります。

一方で、国や外交でなく私たちができることとして、県の非核平和の取組を進めていくことが重要です。我が国は唯一の戦争被爆国です。核兵器の惨禍が二度と繰り返されることのないよう、さきの大戦の悲惨な実態とその教訓を風化させることなく、将来の世代に語り継いでいくことが、今を生きる私たちの使命であると考えています。

昨年開催された伊勢志摩サミットにおいて、各国首脳から平和のメッセージが発信されるとともに、本年が県議会の非核平和県宣言から20周年であることも踏まえ、この8月9日には広島県から被爆体験証言者とその被爆体験を絵に描く活動を行っている高校生にも来県いただいて、平和のつどいを開催し、非核・平和への思いをより一層深める機会としました。

県としましても、核兵器のない世界を実現するためにも、平和の大切さや尊さを発信し、戦争の悲惨な記憶を次世代へ引き継いでいく取組を引き続き進めてまいります。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 対立を助長するようなものであるということで、政府と一緒にの见解ということは非常に残念でございます。独自の取組をするということは是といたしましても、非常に納得ができないと私は思っております。

今年の長崎平和宣言で長崎市長は「核兵器禁止条約の交渉会議にさえ参加しない姿勢を、被爆地は到底理解できません」と批判しました。被爆者の皆さんの思いは、なぜ唯一被爆国の日本の政府は条約に参加してくれないのだという怒りと情けない思いでいっぱいだと思います。

私は今、北朝鮮が核兵器の開発を行っていることは、知事も言われましたけれども、許されないことだと思います。今後は太平洋で核実験を行うと息巻いていますから大変危険な状態です。

しかし、その北朝鮮ですら、核兵器禁止条約の交渉開始を求める国連総会第一委員会決議で、全世界の5つの非核地帯の国々や非同盟諸国、中立諸国とともに、核兵器禁止条約交渉の会議の開催に賛成票を投じました。

でも、残念ながらアメリカなど核保有国と一緒に、交渉会議には参加しませんでした。

アメリカなど核保有国が会議をボイコットする中で、北朝鮮が交渉会議に出席すれば、一方的に核の放棄を迫られると考えたからだと思います。北朝鮮は1964年にアメリカと休戦協定を結び、そのまま今に至っていますから、金正恩をはじめ、北朝鮮の国民はまだ戦争の中にいると思っているのではないのでしょうか。アメリカのトランプ大統領が力の政策をとれば、戦争だって再開しかねません。

こんなとき、唯一の被爆国である日本政府の態度を世界は注目しております。残念ながら安倍首相は対話より力だと、アメリカのトランプ大統領の力の政策を応援し、アメリカの核の傘によりかかっております。

ところが、世界の世論の流れは、確実にアメリカと北朝鮮との直接対話を望んでおります。アメリカだって、このことを否定してはおりません。

また、世界は核兵器禁止条約で核兵器は悪の兵器だと断罪し、おどしに使うことももちろんだめだと言っているのです。日本政府がとるべき道は核兵器をなくしたいという被爆者の皆さんの願いを真正面から受けとめて、核兵器禁止条約に参加し、アメリカと北朝鮮の間に入って、世界の世論と一緒に対話を進めることではないのでしょうか。私は、このことは被爆者の皆さんの私の生きているうちに核兵器をなくしたい。核戦争を起ささないでほしいという「ヒバクシャ国際署名」に込められていると思います。

今大切なのは、核兵器廃絶の世論を世界的に大きくし、非核地帯を広げていくことが核保有国の態度を変えることになります。この事を申し上げて次

に進みます。

福祉三公費の窓口無料化についてお伺いします。

三重県議会は2015年6月定例会議で、三重の福祉医療費窓口無料をすすめる会が取り組まれた請願子ども・一人親家庭・障がい者の医療費窓口無料を求めることについてを採択しました。取り組まれた皆さんは、すぐさま窓口無料が実現すると思っておられたようですが、いまだに実現していません。2016年6月20日、再度1万1621筆の署名とともに要望書を提出、またしびれを切らして、先日、9月8日に、稲垣副知事に会って要請するなど、粘り強く運動しておられます。

しかし、当局は検討中だと言うばかりです。知事は今すぐ皆さんの声に応えるべきではないでしょうか。

今、子ども、障がい者、一人親家庭等の三つの福祉医療費のうち、どれかが窓口で無料になっている都道府県は40都道府県です。どれ一つも窓口無料になっていないのはわずか6県だけです。

私が調べたところ、4県はこれから行う計画があるようなので、全く行わないという県は奈良県と三重県の2県だけになりました。

そこで、まず福祉医療費の窓口無料化について、どのように検討していたでいるのかお聞きいたします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 福祉医療費窓口無料化の検討状況について、御説明を申し上げます。

福祉医療費の現物給付化につきましては、市町や関係団体から要望が出されており、また平成29年3月に、子どもの貧困対策調査特別委員会から、ひとり親家庭の子ども医療費の窓口無料化について、早期導入の検討を行うこととの提言がなされております。県では、現物給付の県内一斉導入につきまして、導入に当たっての政策目的や給付と負担のバランス、対象範囲、持続可能性など様々な論点について慎重に検討し、その検討案について、このたび各市町に提案させていただきました。

現在、本県の福祉医療費助成制度は、窓口で支払った自己負担分が2カ月程度で自動償還されますが、その窓口での一時的な医療費負担も困難な家庭の存在が指摘されており、そのような家庭の子どもが安心して医療を受けられるようにするため、導入に当たっての政策目的を貧困対策と考えております。

この政策目的を踏まえ、対象につきましては、一人親家庭等医療費助成制度の対象となる子ども、児童扶養手当の所得制限基準を適用しました障がい者医療費助成制度の対象となる子どもとすることを考えております。

なお、対象年齢につきましては国民医療費の概況、国民医療費に関する厚生労働省の統計でございますが、これによりますと、ゼロ歳から19歳の子どものうち、人口一人当たりの医療費の金額が最も高い子どもの年齢が、ゼロ歳から4歳となっていることから、医療の必要性が高くなっている、このゼロ歳から4歳としたいと考えております。

また、導入時期につきましては、市町や関係団体との調整等の準備期間が必要なことから、平成31年4月と考えております。

今後、市町をはじめ関係団体の意向を十分確認しながら、様々な論点について引き続き慎重に検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 時間が迫っておりまして、少しは前進したなどは思いませんけれども、生活が非常に苦しい方々が多いわけで、このことについては一定前向きだと評価しておきます。

次に子ども医療費について知事にお伺いいたします。

（パネルを示す）図をごらんください。三重県内の子ども医療費について、この赤色で塗ってあるところ、鈴鹿市は今年4月から3歳まで窓口で無料になっております。

国が来年4月から、未就学児については国保の窓口無料をしている自治体への国費の減額措置を行わないことを決めたこともあって、鈴鹿市に続きオ

レンジ色の四日市市、伊賀市、名張市、亀山市、志摩市が来年4月から未就学児を対象に行う予定だそうです。

またその後、9月5日には伊勢市と大紀町、南伊勢町、玉城町、度会町が来年9月から実施すると発表し、その後、鳥羽市も来年9月から行うことを表明いたしました。

また、黄色の部分、津市、松阪市、朝日町も行うことを議会答弁などで明らかにしております。

このように、県内の半分以上の市町で窓口無料になる見通しが出てまいりました。

ゼロ歳から6歳の子どもたちのうち、今後したいという自治体を含めて77.3%の未就学児がここ一、二年で窓口無料になる見通しです。

ところで三重県は、今年5月30日の担当者の会議で、窓口で無料にしたために医療費が増えた分については、三重県は助成しないという冷たい説明を行いました。そのため、市町で動揺が広がっております。市町がやろうとしている事を応援するのが県としての役割ではないでしょうか。従来どおり、補助すべきではないでしょうか。知事にお考えをお聞きいたします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 医療費の増加分の県負担についてのお尋ねでございます。

県の福祉医療費助成制度を考える場合、県内全市町が一斉に導入すべき最小限のベースに対しまして補助することが県の役割であると考えておまして、現行の小学校6年生までの助成や今回の現物給付導入検討はその考えに基づいているところでございます。

したがいまして、現物給付の県内一斉導入の範囲を超えて、各市町が上乘せ実施する部分につきましては、中学生や高校生への医療費助成と同様、当該市町で負担すべきと考え、限られた公費の公平な配分、上乘せをしない市町との公平性の観点からも、償還払い方式に比べて医療費が伸びたと想定される額については、県が負担すべきではないと考えております。

なお、国は平成28年12月22日付の通知の本文において、「見直しにより生じた財源については、各自治体において、更なる医療費助成の拡大ではなく他の少子化対策の拡充に充てること」を求めています。また、県では、国に対して、従前より福祉医療費助成制度につきまして、ナショナルミニマムの観点から国において早期に制度化することを求めています。いまだ制度創設はなされていないことから、国が現物給付化を含む福祉医療費助成を推進する意図はないと考えております。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 極めて残念な答弁でございました。医療費が就学前まで全て無料を導入することで4億円ぐらい増えるというふうな試算も聞いておりますけれども、この間の副知事の交渉では、子ども4人いるお母さんからは、コンビニ受診と言われるが、感染するリスクもあるので誰も医者に連れていきたくない。連れていく労力も大変だ。他県から来た人は窓口でお金がいるのに驚いているということも言うておられました。

そういう面でイクメン知事といわれる鈴木知事については、やっぱり私たちの味方になってほしいという切実な要望もあったわけであり。公平の観点からと言われるけれども、この点については理解しがたいし、これからも要求をしていかなければならないと思っております。

それでは、時間の関係がございますので、3点目に進めたいと思います。障がい者スポーツの推進についてお尋ねします。

今、2020年の東京オリンピック・パラリンピックが行われることで、特に障がい者スポーツにも焦点が当たるようになってきたと思います。関係者にお聞きすると、それは関東だけで、地方ではまだテレビの世界の話だということだそうですが、私は三重県は2021年には第21回全国障害者スポーツ大会三重とこわか大会が行われることですから、三重県においても障がい者スポーツに力を入れるべきだと思っております。

そこで、関係者の皆さんが緊急かつ切実に訴えておられる障がい者スポー

ツの環境整備について、2点お聞きいたします。

津市一身田にある三重県身体障害者総合福祉センターの老朽化の問題です。先日、このセンターにお邪魔いたしまして、中を見せていただきました。写真を見ていただきます。

(パネルを示す) 体育館のカーテンはこのようにぼろぼろ。玄関のひさしも塗装があちこちで剥がれております。体育館のドアは、車椅子バスケットボールの激しい競技でよくぶつかるために壊れて添え木がしてありました。トイレや更衣室なども古いままでございました。

(パネルを示す) こちらは宿泊施設の外壁です。随分傷んでおります。雨漏りはあちこちであるそうです。

このセンターは1985年、昭和60年につくられて、障害者支援施設とスポーツ部門のある身体障害者福祉センターA型の複合施設として、三重県の身体障がい者の拠点施設となっております。

センターを管理しております社会福祉法人三重県厚生事業団の方のお話では、30万円以上の修理は財政的に難しいので、ちょこちょこ直しをしているとのことでした。全国障害者スポーツ大会まであと4年です。外からのお客さんを迎えるためにも、この際、センター全体の施設を見直し、早急に大規模改修する必要があるのではないのでしょうか。

もう一つは、障がい者がスポーツを楽しむための施設利用について、積極的に減免制度や補助金などの環境整備を行っていただきたいということです。

もとより障がい者は収入が少ない方が大半です。そんな中でもスポーツの要求を持っておられる方も多いと思いますし、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、この機運は徐々に高まってきております。

今、三重とこわか国体を前にスポーツ施設の整備が進んでおります。津市でもサオリーナができました。もちろん障がい者の皆さんの利用ができるように整備されております。

しかし、障がい者の皆さんが整備されたスポーツ施設を利用しようとしても、減免制度が適用されない施設が多いため利用できないとお聞きいたしま

した。

市町の減免制度はつくられていても、各自治体のスポーツ協会に入っている人などに限られているようです。もちろん障がい者の皆さんは三重県全域に散らばっているため、この適用規定が受けられず、練習場所が確保できないという悩みを持っておられるということをお聞きしました。

この際、ぜひ三重県として関係者の皆さんの声を聞いていただいて、障がい者の皆さんも健常者の皆さんも、ともにスポーツに楽しんでいただけるよう、またともに三重とこわか国体と三重とこわか大会を迎えることができるようにしていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） 2点、御質問いただきました。順次お答え申し上げます。

まず、障がい者スポーツの拠点施設である三重県身体障害者総合福祉センターの老朽化への対応でございます。

障がい者スポーツにつきましては、平成32年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、平成33年には全国障害者スポーツ大会三重とこわか大会の開催が控えています。

県では、これらの大会に向け、選手の発掘や育成を行うとともに、障がい者スポーツ指導員、トレーナー等を養成するなど、障がい者スポーツの推進に努めています。

三重県身体障害者総合福祉センターについては、先ほど御紹介もございましたけれども、身体障がい者の福祉の増進を図るため、昭和60年に開館した施設で、各種相談や機能回復訓練、入所支援や日中活動支援等の事業を行うほか、運動場や体育館等があり、県の障がい者スポーツの拠点として中心的役割を果たしています。

施設に関しては開館から長期間経過し、建物や設備に老朽化が見られることから、昨年度は体育館の照明設備取りかえ、今年度はグラウンド整備を行うなど、緊急性や必要性を勘案しながら、毎年度、必要な箇所の修繕等を

行っているところです。

今後とも障がい者の方々がスポーツに十分取り組めるよう、必要な環境整備を図っていく必要があると考えております。

次に、障がい者の方々がスポーツに取り組みやすくなるようにについて、お答え申し上げます。

県では、三重県身体障害者総合福祉センターをはじめ、三重県営サンアリーナや三重交通Gスポーツの杜伊勢などの県営スポーツ施設におきまして、障がい者の方々が施設を利用する場合、利用料金を減免または免除しています。

一方、市町立スポーツ施設の減免につきましては、各市町の条例に基づき取り扱いが定められており、施設の減免に取り組むか否かは市町が判断することですが、県としましても障がい者の方々がスポーツにより親しめるよう、県有施設の取り扱いを紹介するなどの情報提供を行っていきたいと考えております。

県では障がい者スポーツの裾野を広げていくため、障がい者スポーツの体験会やスポーツ用品の貸与を行うなどの取組を実施しています。

引き続き市町と連携しながら、障がい者の声をよくよく聞きながら、自ら身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる環境づくりの促進に努めてまいります。

以上でございます。

〔岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 身体障害者総合福祉センターですけれども、必要な環境整備と言われましたが、どのような環境整備を行われようとしているのでしょうか。緊急性を要すし、お客様もみえるし、日常的なスポーツの施設として大規模修繕する必要があると思っておりますが、いかがですか。

○健康福祉部長（田中 功） 修繕についてでございますけれども、障がい者スポーツの方々の意見もよくよく聞きながら、障がい者スポーツを行うに当たって必要な修繕につきまして優先順位をきっちりつけながら行っているところでございます。また、これからも行っていく予定でございます。

〔岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） ぜひ障がい者の皆さんの声を聞いて進めてはいただきたいとは思いますが、全体的な障がい者福祉の拠点施設としての全体的な環境整備、大規模修繕についても強く要望しておきたいと思えます。

とりわけ障がい者の皆さんに光が当たるような行政を強くお願いいたしますして終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 34番 今井智広議員。

〔34番 今井智広議員登壇・拍手〕

○34番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思えます。

まず1点目に、地方創生に向けてということで質問させていただきます。ばくっとした題目になっておりますが、県では様々な地方創生に向けた取組、国と連携しながら、また市町と協力をしながら進めていただいております。各部局で進めていただいておりますが、それはしっかりと今後も限られた財源を有効に使って進めていってほしいと思っております。

先日、ええとこやんか三重移住相談センターへお邪魔させていただきました。担当の方、またNPO法人ふるさと回帰支援センターの事務局の方も御一緒いただいて、いろいろと取組のお話を聞かせていただきましたが、地方創生に向けた大事な取組の一つとしていろいろ聞いてきましたら、本当に頑張っていて、移住を考えていらっしゃる方のニーズの把握は当然でございますけれども、いかにこの三重県に来てもらいやすい環境を整えるかということで各部局、また東京事務所や三重テラス、関西事務所等も含めて連携を深めていってらっしゃると伺っておりますので、こういったことも一つ一つきっちりと、今後もさらに充実をさせて、三重県を選んでもらえるようにしていくことが地方創生にもつながると思えますので、どうぞよろしくお願いたします。

本日は、この地方創生に向けてということで、地方6団体について少しお話をさせていただきたいと思えます。地方6団体、既に皆様方、お耳にはさ

れていると思います。十数年前はよく聞いたのですが、最近、私は地方6団体という名称を聞くことが少なくなったと思っております。地方6団体は地方自治法第263条で、全国知事会でありますとか都道府県議長会とか、そういった六つの組織が位置づけられておりまして、ちょうど1990年代後半のとき、国主導の地方分権改革のときに連携を深めて、2002年、2003年あたりだったと思いますけれども、三位一体改革のときにしっかりと協議の場を持って、国に対して様々な意見等を言っていたという取組でございます。

今はしっかりと国と地方の協議の場が法案として平成23年に規定をされまして、毎年、地方6団体が集まって国と協議を持っていただいているという現状で、本年も5月31日にその協議を行っていただいたと伺っております。

その中で大きな議題の一つは、やはり地方創生に向けてということで、その地方6団体側から様々な資料も提出をして、国と意見交換、協議をしたと伺っております。

私は単純に素朴な疑問なんですけれども、この全国の地方6団体の中では、どうしても全国一律の制度について税源移譲でありますとか地方交付税の配分とかそういった様々な国と地方の立場で全国一律の協議等はできるんだろうと思いますが、やはり地域によって課題も違えば、財政規模も違うということで、いろいろ調整のしにくいところがあるとも伺っております。そういったところに課題があるとも伺っております。三重県内で地方6団体、しっかりと三重県議会議長も含めあるわけでありまして。この6団体がしっかりと足並みをそろえ、それぞれの立場はありますが、三重県の地方創生のためにそれぞれの地域を理解し合い、また課題を共有し合いながらどのようなことをやっていかなければいけないのか、三重県内の課題解決ということとあわせて、国に対して、三重県と国の協議の場を設置しろとまでは言いませんが、三重県としてしっかりと6団体が一致団結して国に対して要望していく、また政策提言をしていくといった取組がとても重要になってくると思います。

私も以前、国会議員の秘書をさせていただいておったときに、たしか三重県内の地方6団体の方々が国に対して様々な働きかけをされていたように記

憶しております。具体的な記憶ははっきり持ってないのですが、このように県内での様々な課題の解決や地方創生に向けた取組を協議して、みんなが協力し合ってそれに向かっていく。そして、国に対して三重県ならではの要望、国との関係づくりをしていくといったことが地方創生につながっていくのではないかと考えておるところでございます。

県では、行政側として県と市町の地域づくり連携・協働協議会でありますとか、そのもとに調整会議や検討会議、また1対1対談とか知事も精力的にやっけていただいておりますけれども、やはり議会もしっかり入らせていただいて、そして議論を深めていき取組を進めていくことが今後の地方創生にとって、とても重要ではないかと考えておりますので、それに対する知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重県において、この6者での協議の場を設けて国への発言力を強めてはどうかという御質問をいただきました。

本県の政策を推進する上で必要な国の制度等の創設、改正、また翌年度の政府予算や税制改正への反映を求める事項について、春と秋に国への提言、要望活動を実施しています。

国への提言、要望に当たっては、県議会からの御意見や御要望はもちろんのこと、常日ごろより各市町からいただいている御要望も踏まえて活動を実施しています。

市町からは、県と市町の地域づくり連携・協働協議会の取組の一つとして実施している、市町長との1対1対談や、市長会、町村会、町村議会議長会等からの要望活動の機会などを通じて、御要望や御意見をお聞かせいただいているところであります。

また、全国知事会をはじめとする地方6団体では、共通の目的を達成するために地方自治確立対策協議会を組織し、地方行財政の健全な発展を図るため、国と地方の協議の場をはじめ、国や政党に対する要請活動等を実施しています。

かつて、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しを一体的に行う、いわゆる三位一体の改革の際に、全国知事会や全国都道府県議長会等地方6団体の方針により、本県においても、知事、県議会議長、市長会会長、市議会議長会会長、町村会会長及び町村議会議長会会長による三重県自治体代表者会議を平成16年11月に設置し、6者がまとまって国に要請活動を実施したことがあります。

ちなみに、この設置の際の町村議会議長会会長は当時、美杉村議会議長であります今井議員のお父様でございます。

また、平成18年には県議会議長を会長とし、同じ6者で構成される三重県地方分権推進連盟と協力して、三重県地方自治危機突破総決起大会を全国に先駆けて開催し、地方分権改革の推進等について緊急提言を行うとともに、地方分権改革推進法の早期制定等について共同声明を発表しました。その後、平成21年にも、三重県自治体代表者会議と三重県地方分権推進連盟の両者により、地方分権改革の動向や雇用・経済情勢などについて、意見交換が行われています。

平成21年以降、三重県自治体代表者会議は開催されていませんが、県議会をはじめ関係者の皆さんの御意見も伺いながら、地方創生の実現や厳しい財政状況を踏まえ国への発言力を高めていくことは必須であり、そのための活用のあり方について検討したいと考えています。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。平成16年の三位一体改革のときに協働して国に提言していただいたということで、それ以降、様々な協議の場を持っていただいて、平成21年以降はできていないということでした。

前回の先ほど申し上げた5月31日の国と地方の協議の場でも、地方6団体側から「地方創生のセカンドステージに向けて」という資料が出されたお手元において読ませていただきました。三重県における地方創生に取り組んで、まだまだ道半ばでありますけれども、第2ステージにこれから入ってい

くとする場合に、ぜひ行政側と議会側が今一度、しっかりと情報共有、また議論を深めながら国に対して、また三重県内の地方創生の取組に対して知事のリーダーシップのもとにしっかりと頑張っていってほしいと思いますので、ぜひ御検討をよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に入らせていただきます。二つ目は検診と在宅医療の充実についてということで、ガン検診の検査の検診と健康診断ヘルスの健診があるわけですが、書いてあるのは検査の方の検診ですが、両方とも取り上げたいと思います。

健診につきましては、特に取り上げるのは2008年から始まりました特定健診と特定保健指導。これは40歳から74歳の方々を対象とした通称メタボ健診と言われることであります。日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病、心疾患であるとか脳疾患、糖尿病やがんも含まれますけれども、そういったものの予防するために、この健診を充実、受診率を上げていこうということでございます。

もう一つの検診はやはりがん検診ということで、これまでのがん対策については私も何回か取り上げさせていただきましたけれども、2人に1人ががんに罹患をして、3人に1人ががんで亡くなる時代と言われております。それだけのがん検診をしっかりと受けてもらうということが、予防につながる特定健診とあわせて早期発見、また適切な早期治療につながる、このがん検診というのが、両方がしっかりと充実していく、受診率が上がっていくことがとても重要になってくると思います。県民の命を守ることとあわせて、将来の医療費の負担軽減にもつながっていくのだと思っております。

そういった中で、三重県では県内の各市町と連携をし、また努力をしながら受診率のアップのために御努力をいただいておりますけれども、なかなか目標まで達していない現状がございます。いかに受診率を上げていくか、それを上げることが県民の健康につながるという思いで、私もいろんな立場の方々とお話、意見交換をさせてもらう中で、今日は時間がありませんので一つだけ言わせてもらいたいと思います。

よく耳にさせていただくのは、なかなか受ける時間がないということ言われます。特に中小企業や小規模企業の皆さんですと、会社を休みづらいか会社が終わった後、なかなか受けさせてもらうところがないということも聞かせていただいておりますので、私はこういった検診において生産年齢人口と言われる方々が、それをしっかり受けていただいて健康を維持し、三重県を支えてもらうということも重要でありますので、特にふだんの生活で忙しいこの方々の受診率を上げていくためにも、土曜日や日曜日や祝日、そして平日夜間の検診体制を、今もやってもらっているところはあるかもわかりませんが、ここをさらに充実していくことが受診率の向上につながっていくんじゃないかと思っておりますので、こういった取組について県の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

在宅医療につきまして、地域医療構想の中で急性期から回復期、慢性期、在宅医療と進んでいく中で、特に今回は在宅医療について、こういったことの充実が必要じゃないかという私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

在宅医療は、在宅医療をする県民もそうですし、病院から在宅へ戻す病院側の方々も、在宅に戻っていただいた後の患者さんの容体というのは大変気になるところだと思います。

そういった意味からやはり重要になってくるのは、訪問をしてしっかりとその方のサポートをすることだと思います。

私は大きく五つあると思っております。訪問診療、訪問看護、訪問薬剤管理指導、これは、前野議員がこの前、訴えていただいてもうスタートしていただいていると思っております。訪問リハビリテーションと訪問栄養指導、栄養食事指導とも言われるみたいですが、この訪問診療、訪問看護、訪問薬剤管理指導はこれまでもしっかり取り組んでいただいておりますけれども、私はさらに進めていってもらいたいと思っております。特に今回は訪問リハビリテーション。これから高齢化が進む中で、リハビリテーション期間もある一定期間しかリハビリテーションを受けていただくことができない。その後は在宅へ帰って

いただかないといけないけれども、引き続いたリハビリテーションが本来であれば必要であるという状況で、在宅へ帰っていただくケースも多いと伺っておりますので、訪問リハビリテーション、今もやっていただいておりますが、これから2025年に向かって特にここは伸ばしていく必要があると思いますので、その取組について聞かせていただきたいと思います。

それと、訪問栄養指導は病院の中ではしっかりと食事を管理栄養士さんたちが管理をしていただいて、その患者さんに合った食事を健康維持のためにも、またその後もその方に楽しい生活を送っていただくためにも、食事はすごく楽しいものでありますので、いろいろ栄養管理をしながら指導してもらうのですが、在宅へ戻られた瞬間、やはり自分の食べたいものをどうしても食べてしまうと、そういった状況になってしまうこともあると聞いておりますので、特にこの訪問栄養指導につきましては、まだ余り取組がなされていないと思いますので、このあたりを新しく在宅医療の中の分野としてこれから伸ばしていただきたいと思いますと思っておりますので、在宅医療は2点について御答弁をお願いしたいと思います。

〔田中 功健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（田中 功） それでは、まず私から在宅医療の充実には訪問リハビリテーションや訪問栄養指導の充実が必要ではないかにつきまして、お答え申し上げます。

急速な高齢化に対応するため、介護が必要な状態となっても住みなれた地域で人生の最後まで暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められております。

地域包括ケアを実現し、高齢者の在宅療養を支えるためには、医師、歯科医師による訪問診療、看護師による訪問看護、薬剤師による訪問薬剤管理と合わせ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション、管理栄養士による訪問栄養食事指導など、高齢者の状態に応じて、多職種がかかわっていくことが重要であると考えております。

訪問リハビリテーションは、病院、診療所、介護老人保健施設の理学療法士等が医師の指示に基づき利用者の自宅を訪問して、利用者がその能力に応じ、自立した日常生活を営めるよう生活機能の維持・向上を目指し、理学療法などのリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図るものです。

県内では、平成27年度に三重県理学療法士会が、三重県作業療法士会及び三重県言語聴覚士会と連携して、リハビリテーション情報センターを設立し、リハビリテーションに関する施設・サービスの情報提供や、市町等への専門職の派遣、研修会の開催、県民への普及啓発等に取り組んでいます。県も同センターと連携して、市町や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に、リハビリテーション専門職をアドバイザーとして派遣し、介護予防等への専門職の活用を推進しているところでございます。

訪問栄養食事指導は、病院、診療所の管理栄養士が、医師の指示に基づき、利用者の自宅を訪問して、低栄養の予防など食生活の改善のために栄養指導等を行い、心身機能の維持回復を図るものです。

現状としましては、一部地域において、地域の管理栄養士が医療機関との契約により訪問栄養食事指導を行ったり、研究会を立ち上げて、医療関係者等への周知を図ったりしている例もあると聞いていますが、まだ十分には活用されていないというのが実情です。食事をとるということは、栄養摂取だけでなく、生きる意欲や生きがいにつながる大切なことであると認識しており、今後、さらに充実を図る必要があると考えております。

県としましては、在宅医療の充実には多職種の連携が大切であると認識しており、リハビリテーション専門職による訪問リハビリテーションや、管理栄養士による訪問栄養食事指導についても、利用者の生活機能・身体機能の維持・改善のために重要なものと考えており、現在策定中の次期みえ高齢者元気・かがやきプランや、医療計画の在宅医療対策の中でもしっかりと位置づけ、推進していきます。

以上でございます。

[松田克己健康福祉部医療対策局長登壇]

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 私からは、がん検診の受診率向上のための取組について、御説明を申し上げます。

がんは本県における死亡原因の第1位となっております。がんに罹患する方は高齢社会の進展に伴い、今後も増えることが想定されておりまして、県民の重要な健康課題の一つとなっております。

議員からも御指摘がありましたように、がんの早期発見、早期治療は、がんの治療効果の向上のみならず、医療費抑制も期待できることから、本県では三重県がん対策戦略プランに基づき、様々な取組を実施してきております。さらに、平成26年3月には三重県がん対策推進条例を制定し、がんの予防、早期発見、がん医療の充実、療養生活の支援等の取組を進めているところでございます。

がんによる死亡者数を減少させるためには、早期発見、早期治療につながるがん検診が有効でございまして、その受診率を向上させていくことが重要です。

市町におきましては、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの各がん検診が健康増進法に基づく事業として実施されておりまして、子宮頸がん検診等の無料クーポン事業や個別の受診勧奨・再勧奨に対する補助など、受診率向上に向けた取組が一定の成果を上げ、いずれのがん検診受診率もおおむね増加傾向でございます。

しかし、三重県がん対策戦略プラン第2次改訂において目標にしておりませんが、がん検診受診率の平成27年度実績値では、子宮頸がん検診の受診率を除き、目標値を達成することができておりません。

平成28年に内閣府が実施しました、がん対策に関する世論調査によりますと、がん検診を受けない理由として、議員から御紹介もありましたように、受ける時間がないからと回答した方が最も多くなっております。平日昼間にがん検診を受診しにくい方のため、県内の25市町が休日または夜間のがん検診の実施に取り組んでいるところでございますが、より受診しやすい体制

とするため、さらなる拡充を市町に働きかけていきたいと考えております。

今後も、より多くの方のがん検診を受診していただくため、引き続き市町や保険者等に対しまして、がん検診と特定健診の同時実施を促進するなど、受診機会を確保するための取組を進めるよう働きかけ、がん検診受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御丁寧に御答弁ありがとうございました。

最初の在宅医療における訪問リハビリテーション、訪問栄養指導については、次期の医療計画であるとか、みえ高齢者元気・かがやきプランに位置けていただくということですので、しっかりと進めていってほしいと思います。

がん検診につきましても、受診しやすい環境整備にさらに努めてもらう、特になんかがん検診と特定健診を同時に実施してもらうようにも働きかけるということで、そういった取組はすごく大事だと思いますので、関係機関の協力を得ながら進めていっていただき、がんに強い三重県をオール三重でつくっていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

最後にもう時間がありませんので三つ目です。県民とともに進めるスポーツ振興について。

三重とこわか国体・三重とこわか大会が近づいてまいりまして、スポーツに関する質問も多くなってくると思いますが、私は県民とともに進めるスポーツ振興についてということで、時間がありませんので、今日は二つ聞きたいと思ってまいりました。

一つは、今、寄附金を募っていただいております三重から発進！未来のトップアスリート応援募金についてでございます。この募金は平成26年から平成33年、国体が開催する年まで8年間を予定されておりますが、今年度がちょうど真ん中の4年目なんですね。県内から寄附額、金額に関してはどこまで言っているのかわかりませんが、2000万円強、これまでにいただい

と思います。その中でジュニアのトップアスリートを指定して、様々支援をしていただいていると思いますが、毎年毎年、全て使い切れているわけではなくて、余った部分は基金のほうに積んで、今後のためにまた使ってもらえるのと思うと思いますけれども、やはり毎年寄附をいただくので、そのいただいた寄附は翌年度中にはしっかりと使い切るといったことを目標にしながら、今やっている支援と合わせて、さらにブラッシュアップをして、よりどうすれば競技におけるトップアスリートたちの成績につながる育成ができるのかということを考えて、使い方も1度真ん中の年でありますので考えながらやっていったらどうかと私は思いますので、その点について一つ質問させていただきますと思います。

もう一つが、この国体の実行委員会の中にあります常任委員会で、7月31日に決定をしていただきました第76回国民体育大会募金企業協賛基本方針というのが示されました。来年8月から県民並びに企業の皆さんから募金や企業協賛をいただくという方向性が決まったわけですが、これから1年間の準備というのがとても重要になってくると思います。

また、県民や企業に対して、本当にその方々が寄附したい、協賛したいと思っていただける県の仕掛けというものがとても重要になってくると思いますが、この来年8月から開始する予定である第76回国民体育大会募金企業協賛について、どのように進めていくのかお聞かせいただきたいと思います。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） 2点、御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。

まず、三重から発進！未来のトップアスリート応援募金の件でございます。これにつきましては、将来、全国、世界で戦える選手の育成を目的に県内外の多くの人から御寄附をいただいておりますが、今年度もこれまでに8名を指定しております。今年のインターハイ等での活躍がございましたので、今後、今年におきましても追加の支援対象の増加は見込まれるというふうに考えております。

こうした増加の背景におきましては、これまでのジュニア・少年選手の強化が一定実を結んできたのではないかと検証しております。今後は、これまで以上に多くの優秀な選手が育成されることから、三重から発進！未来のトップアスリート応援募金をより多くのジュニア・少年選手に活用していただきたいと。

あわせて、この寄附につきましては選手本人及び指導者とともに、どうしたものに使っていくか、そういうことも含めて十分協議をして効果が出るようにしてまいりたいと考えております。

続きまして、国体の募金についてでございますが、三重とこわか国体におきましては、県民の皆さんに支えていただく取組の一つとして、本年7月に第76回国民体育大会募金企業協賛基本方針を制定しております。これの取組につきましては、今後、来年度のインターハイであるとか、様々な大きなスポーツイベントがございますので、そうした中で県民の皆さんに働きかけをして、スポーツに対する関心が高まるよう取組を進めてまいります。

今後は募金、企業協賛を進めるに当たりまして、基本計画を策定してまいります。策定に当たりましては、公益財団法人日本体育協会と調整を図りながら、より多くの企業や団体、県民の皆さんから幅広い支援をいただけるよう三重県準備委員会で検討を重ね、県民力を結集した大会の実現につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

もう時間がありませんので終結をいたしますが、しっかりと県民の皆さんと一緒にやっていくためには、県民の皆さんに対して期待をしてもらえる取組をしてもらいたいですし、県としては信頼を勝ち取ってってもらいたいと思います。私も微力ながら、しっかりといろんな方に訴えていきたいと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 35番 長田隆尚議員。

〔長田隆尚議員登壇・拍手〕

○35番（長田隆尚） 亀山市選出、能動の長田でございます。よくよく考えてみますと、青木議員、東議員、私、3人とも総務地域連携常任委員でございます。先ほどから担当部局長で、スポーツ推進局長以外、顔を見やんなと思いましたがそういうことでございますけれども、また後ほどの常任委員会で3人で質問したいと思いますので、ほかの担当の部局長はそちらでよろしくお話ししたいと思います。

さて、まず最初に、リニア中央新幹線の早期全線開業に向けてという形の中で知事にお伺いしたいと思います。

昨年まで平成23年以来、毎年リニア関連の質問はさせていただいております。昨年はリニア中央新幹線の三重・奈良ルートと駅位置の早期確定によるリニアインパクトの最大化についてという形の質問をさせていただきました。

そのときの知事答弁の要旨は、平成28年11月の国への要望活動では大きく二つの内容について具体的に要望した。一つは名古屋―大阪間のルートを東海道新幹線のリダンダンシー機能を備える三重・奈良ルートとし、駅位置を含めて早期に確定させること。そのために国からもJR東海に対し、速やかに環境影響評価手続に着手するよう働きかけていただきたい。ルート及び駅位置が早期に決まることで、用地取得や残土処分などについて地元との協力的体制が早い段階から構築でき、より円滑な事業の推進が可能になり、工期の短縮が実現できるからである。もう一つはリニア中央新幹線中間駅を核とした地域づくりへの支援をしてほしい。中間駅ができてはそれだけでは効果は限定的なため、整備効果を県内全域に波及できるよう、例えばリニア中央新幹線中間駅と在来線との効果的な接続に向けた取組に対する財政支援など、リニアインパクトが最大化し、地方創生に資する取組への支援をしていただきたい。これによりリニア中央新幹線中間駅と主要地方都市、主要観光地などを結ぶ広域交通ネットワークの整備や駅周辺の魅力あるまちづくりなど、地方創生回廊の結節点となるための環境整備が可能となるからであるというよ

うな内容でございました。

ちょうどその知事の地方創生回廊への結節点となるための環境整備への思いが伝わったのか、実は本年7月25日、TOICAの利用エリアの拡大に対する発表がございました。平成31年春を目標に新たに南四日市―亀山間に利用エリアを拡大するというものです。

(パネルを示す) この図はそれを示したものでございますけれども、ちょっと見にくいかもしれませんが、今、名古屋―四日市間は既にこの赤い部分で可能となっています。そして、拡大されるのが亀山―四日市間ということで、黄色い部分につきまして平成31年春に拡大ということになります。

実はそれまでに来年の春につきましては、甲南―柘植間でICOCAが導入されることになっています。この地図で見るとちょっと見にくいのですが、柘植のところだけが茶色くなっています。三重県内では柘植駅だけが新たにICOCAの導入されるところになるということです。

こうなりますと、平成31年春にはJRでは関西本線の名古屋―亀山間、そして草津線では草津―柘植間で交通系ICカードが利用可能となります。これが先ほどの赤と黄色と茶色の、一部わかりにくいかわかりませんが、柘植の部分となってまいります。

そうなりますと、まさにリニア中央新幹線中間駅と主要地方都市、主要観光地などを結ぶ広域交通ネットワークの整備や駅周辺の魅力あるまちづくりなど、地方創生回廊の結節点となるための環境整備が一步進むこととなります。

そんな中、今年の9月11日、三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進決起大会が大阪で開催されました。昨年までは、三重県・奈良県リニア中央新幹線建設促進会議という名称で、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会、この会長は鈴木英敬知事です。そして同奈良県期成同盟会、こちらの会長は荒井正吾知事です。そして、同三重県・奈良県経済団体連合協議会、会長が三重県商工会議所連合会会長、副会長が奈良県商工会議所連合会会長という形の共催で開催されておりましたが、今年から新たに公益財団法人関

西経済連合会、大阪商工会議所、大阪府商工会議所連合会、一般社団法人関西経済同友会といった関西圏の経済団体と大阪府、大阪市が加わった3府県の自治体と経済団体との共催の形で大会になりました。そして決議文では、これがそのときの決議文ですが、（現物を示す）三重県、奈良県、大阪府の自治体及び経済団体が一丸となり、三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議等による新たな取組をスタートさせるとともに、国との連携を図り、東海旅客鉄道株式会社に協力していくこととし、以下のとおり決議することになりました。

その決議について読ませていただきますと、「一、リニア中央新幹線の全線開業による経済効果を最大限発揮させるため、名古屋－大阪間の工事を速やかに着工するとともに、一日も早い全線開業を実現すること。

一、基本計画及び整備計画に示された三重・奈良・大阪ルートを前提とした、ルート及び駅位置を早期に確定すること。そのため、概略ルート及び駅の概略位置の早期公表に向けた準備を連携、協力して進め、環境評価の手續に速やかに着手すること。

一、駅位置の検討に際しては、その効果が近畿全体に及ぶ交通結節性の高い位置とするとともに、乗客の乗りかえ利便性を十分に確保すること。特にターミナル駅については、新幹線等の広域交通結節点にふさわしい交通アクセスや周辺まちづくりに関する検討に十分な時間を要することから、一日も早い着工を実現するため、早い段階から協議・調整をすること。」であります。

ちょうどそのときに来賓としてJR東海の柘植社長がお見えになっておりましたが、そのときの言葉としまして、東京－名古屋間の工事にまずは全力を注ぎたい。先ほどから3府県知事等の発言を聞いていると冷や汗だか脂汗だかが出てきたとはしながらも、3府県と実務的な意見交換をしていきたいという発言もありました。

先日の知事提案説明の中にも、今後、名古屋－大阪間の工事着工に向けた準備を円滑に進めるためには、環境アセスメントなどにおける奈良県、大阪

府との連携がより重要となってくることから、早期開業に向けて関係者が一体となって取り組んでいきますとありますが、知事としてのこの名古屋－大阪間の早期開業への思いについてお伺いしたいと思います。

加えて、当初予算主要事業に、リニア新時代を見据えた公共交通ネットワークの構築では、リニア中央新幹線の全線開業による整備効果が最大限に発揮できるよう、名古屋－大阪間のルートや県内駅位置の早期決定、一日も早い全線開業に向け、奈良県、大阪府との3府県連携の強化を図るとともに、東海三県一市連絡協議会を通して、中部圏の将来像の検討を進めますとあります。この東海三県一市連絡会議は、まさに愛知県、岐阜県、名古屋市、そして三重県ということになるわけですが、この愛知県、岐阜県、名古屋市は三重県の10年先を歩んでいるということになりますので、この会議を通して、今後どのような取組を進めていくのでしょうか。

また、9月12日の定例記者会見では、リニア中央新幹線の県内整備に向けて概略ルート決定は四、五年後、そんな先のことと悠長なことを言うてはおられないと見通しを示すとともに、まだ県民もスケジュール感を余り知らない、こうした情報を提供して機運を醸成したいと述べるとともに、3府県の連携については、名古屋から東の状況もわかる三重県が、関西とうまく連携しないと前に進まないと県が連携の推進役を担う考えも強調されましたが、次の四つについて質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目が、先ほど申し上げました三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議を通じた名古屋－大阪間への思い。二つ目、先ほどの東海三県一市連絡協議会を通じた東京－名古屋間への思い。そして、県民の機運の醸成をどう図っていくか。また、午前中の青木議員の観光政策に関するところの答弁にもございましたが、交通系ICカードの利用可能エリアの拡大を通じたリニア中央新幹線中間駅と主要地方都市、主要観光地などを結ぶ広域交通ネットワーク整備をどう図っていくのか。以上、4点について知事にお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 名古屋－大阪間の早期開業と東京－名古屋間の先行開業、開業に向けた県民の機運醸成と県内中間駅への交通アクセス向上、この4点についての思いということで答弁させていただきます。

リニア中央新幹線の名古屋－大阪間については、昨年度来、様々な調整を大阪府、奈良県、経済団体と重ねてまいりました。その結果、今月11日に三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進決起大会の開催によりやく至ることができました。大会には、舟橋議長、リニア議連会長の長田議員をはじめ、多くの県議会議員の皆様にご出席いただき、改めて感謝申し上げます。

大会では、JR東海社長をはじめとする方々が顔をそろえる中で、本県から提案した三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議の結成が決議され、新たな3府県の連携体制をスタートさせることができました。

今回の決起大会の目的は、言うまでもなく三重・奈良・大阪ルートと駅位置の早期確定、1日も早い全線開業の実現ですが、大会を終え、私は大きく二つの意義があったと考えています。

一つは、大阪府が連携の枠組みに加わったことであります。名古屋駅の例からも、リニアの名古屋－大阪間事業で最も準備や工事が難航し、時間を要するのはターミナル駅の新大阪駅と考えており、早期開業を目指すためには大阪府との連携が不可欠だからです。

もう一つは、御紹介のありましたとおり、JR東海の柘植社長から環境アセスメントに向け、3府県と実務的な連携の場を持ちたいとの御提案をいただいたことです。これは8月のリニア全国同盟会総会の席でも聞かれなかった踏み込んだ御発言であり、これから3府県でお願いしようとしていたことをJR東海社長から先んじておっしゃっていただくことは、思いもよらず大変ありがたいことであります。

この御発言をいただき、ボールを持っているのは我々3府県ではないかと認識しています。早急に準備を進めJR東海との意見交換の場を設けるとともに、東京－名古屋間事業の調査・検証を本格化させ、着工の4年ほど前とされている環境アセスメントの円滑な実施に役立つ、建設的な提案やデータ

の提供を急ぎたいと考えています。

そして、このような活動を通じてルートや駅位置を一刻も早く決めていただき、リニアを生かした地域づくり構想などの検討に着手したいと考えています。

順序が変わりますが、県内中間駅への交通アクセス向上関係です。

また、県内中間駅につきましては、これまでもＪＲ東海に対して、中間駅を交通結節性の高い場所に設置するよう求めてきており、国に対しては、中間駅への在来線の接続や道路網の整備など、広域交通ネットワーク構築への支援を要望しているところであります。

県としましては、引き続き、こうした要望を行うとともに、今後、中間駅位置が決定し、先ほど申し上げた地域づくり構想を検討する中で、交通アクセスの向上を重要な要素として反映させていきます。

次に名古屋までの先行開業についてですが、2027年から全線開業までの10年程度は東京―名古屋間での運行となります。

名古屋までの開業でもその経済効果は年間約9000億円と言われていたもので、この間に名古屋駅を中心とした中部圏がいかに関与を取り込んでおけるかが、その後の全線開業時の中部圏の存在意義に大きく関わってくるものと考えています。

このため、昨年度に立ち上げたリニア中央新幹線東海三県一市連絡会議では、リニア名古屋駅を核とした交通ネットワーク等のあるべき姿や、リニア効果を高めるための連携事業等の検討を進めているところであり、近く3県1市合同で有識者ヒアリングを実施することとしています。

名古屋までの開業であっても三重県への波及効果は大きいと考えていますので、今後、名古屋開業時の三重県への効果を把握するなど、有効な取組を検討していきたいと考えております。

最後に県民の皆さんの機運醸成ですが、盛り上がりがいま一つだとすれば、その要因は、リニアが開業したら三重県にどんな効果があり、どんな未来が待っているのかを想像するのが難しいからではないかと思っています。

今後、調査・研究を進めていく中で、リニア開業が三重県にもたらす効果などを県民の皆さんにわかりやすく伝え、開業に向けた皆さんの期待を盛り上げていきたいと考えております。

そして、これからリニアを迎える若い世代が、東京―名古屋間が約40分で結ばれる10年後の未来や、リニアの三重県駅から名古屋まで約10分、大阪まで約20分、東京まで1時間以内で行けるようになるおおよそ20年後の未来を想像し、今以上に「三重県に住みたい、住み続けたい」と思えるようにしていきたいと考えています。

〔長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。たしか県内への機運醸成につきましては、以前から三重県タクシー協会とタイアップしていただいております。ステッカーの広告であったり、あるいは近鉄の津駅の中の看板とかがあったと思います。

しかしながら、京都のことを考えますと、京都は至るところにまだ誘致広告が貼ってございますので、ぜひそういう形のところも進めていただきたいと思います。

また、3日前の9月22日、国土交通省はリニア中央新幹線で結ばれる東京・名古屋・大阪の3大都市圏が一体となった人口約7000万人の地域、スーパーメガリージョンのあり方を議論する検討会を発足させ、初日の議論では、日本の経済成長を引っ張る地域になる、地価や物価が安く住みやすい地域と都市を短時間で結び、新しい生活スタイルを生むなどの意見がありました。スーパーメガリージョンの効果を最大化するには、周辺地域からリニア駅へのアクセスの改善が鍵であり、駅まで高速道路を引っ張ったり、接続する在来線で特急を増やしたり、分単位での接続時間の短縮を目指すなど、アクセスのよしあしが地域の死活問題になるという指摘もあります。

実は、先ほど示させていただきましたが、（パネルを示す）この図はJRを基点に描いてございますので、三重県内の方につきましては既に近鉄等では交通系のICカードは使われております。

しかし、これが実現しましても、実際問題、亀山から四日市方面で乗って、柘植から伊賀方面でおりることは不可能になってまいりますし、亀山ではTOICAが使用できますけれども、津では逆に近鉄線ということですので、亀山から乗車して津駅でおりることはできないという問題も出てまいりますので、とにかく広域的にそういう形で進められるように、そちらも頑張っていたきたいと思います。

いよいよ亀山市ではリニア中央新幹線名古屋以西延伸を見据え、リニア中央新幹線の間駅を市内に設置した場合の影響を把握する調査費の計上もされてまいりました。今までのリニアに対する質問では、比較的抽象的な答えが多かったのですが、昨今、どんどん具体的な答弁が出てまいりますので、これをどんどん進めてまいりたいと思っております。

御存じのように、最近、敬老会シーズンでございます。敬老会でリニアの話をするとうまく笑われたのですが、ようやく、わしもおらかなという方の声がたくさん出てまいりましたので、そういう形の中でその方たちの希望も結べるような形で一步でも早く進めていただくことをお願いいたしまして、この項は終わらせていただきたいと思っております。

では、続きまして、県民力でつくる犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重をめざしてということの中で質問させていただきたいと思っております。

今年の1月、県民力でつくる犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重をめざして、安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラムが策定されました。それがこれでございます。（現物を示す）

1ページめくらせていただきますと、ここに先ほどのタイトルで申し上げた県民力でつくる犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重をめざしてという形の中で、知事の決意と申しますか、それがここに載っています。

一読させていただきますと、「誰もが安全に安心して暮らせるまちは全ての県民の皆さんの願いであるとともに、幸福実感日本一の三重を目指すために欠かすことのできない基盤の一つです。犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例の前文には、私たちすべての県民は、自らの安全は自らが守る

という意識を持つとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備することにより、地域社会全体が連携協力して犯罪のない安全で安心なまちの実現を図るという決意が述べられています。

また、第10次三重県交通安全計画では、交通事故の防止は、国、県、市町、関係機関・団体だけでなく、県民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であるとしています。

このように、本県の防犯・交通安全の取組は、これまでも県民力で進められてきました。

県内における刑法犯認知件数は、平成14年の4万7600件をピークに年々減少を続け、平成27年にはピーク時から7割近く減少した1万5178件となり、平成に入ってから最少を記録しました。暫定値によれば、平成28年の件数はさらに減少する見込みです。

また、交通事故死者数は、増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向にあります。」という形の中でどんどん続いていきます。

そして、最後に知事の思いで、「このような思いで安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラムを作りました。このプログラムの主役はあなたです。県民の皆さん、事業者の皆さん、警察、行政など様々な主体が力を合わせてアクションを起こし、犯罪や交通事故のない安全で安心な三重をめざしましょう。」ということで締めくくられております。

そして、この中に位置づけがあるのですが、その位置づけの中には、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の中で、県を挙げて県民等様々な主体と協創し、防犯と交通安全のための取組を総合的かつ横断的に推進していく個別計画とし、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画に基づいて県の各部局等が取り組む、防犯、交通安全に関連する施策等と整合を図っていきますとあり、七つの重点テーマが掲げられています。

一つ目に、犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保する。二つ目、子ども、女性、高齢者を犯罪から守る。三つ目、テロ対策を推進する。四つ目、IT社会における安全・安心を確保する。五つ目、薬物乱用を防止する。六つ目、

交通事故ゼロ、飲酒運転ゼロをめざす。七つ目、犯罪被害者等支援策を充実するです。

このアクションプログラムに基づきまして、各市町と連携して県民等とのつながりをつくりながら進めていく予定でしたが、地域等への浸透が十分とは言えなかったため、平成29年7月から三重県内を県内警察署単位の18のブロックに分けて座談会を開催し始めました。この座談会は、アクションプログラムのPRのみならず、県民や事業者等に対するアクションの喚起、さらには先駆的なアクションの発掘等について、様々な主体と意見交換等を行い、これを契機に新たなアクションやネットワークの構築が展開されるなど、県民力によってアクションプログラム自体を進化させていくことを大きな狙いとしたもので、座談会の構成メンバーは、市町の防犯・交通担当者等、警察署の生活安全・交通担当者等、自主防犯活動団体のリーダー、自治会連合会等、企業・金融機関等の関係者、学校関係者、その他関係者という構成になっています。

しかしながら、8月2日に開催されました、いなべ市での座談会の出席者を見てみますと、市町、警察署、自主防犯活動団体、企業・金融機関等、そしてその他として生活安全協会と交通安全協会となっており、交通安全の観点からの参加者が弱いように感じます。三重県のホームページには、この安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラムは全国の都道府県で唯一、防犯と交通安全の両面について盛り込んで、アクションの進化を図る計画ですと書かれています。アクションプログラムに沿って、防犯、交通安全の横断的な取組をさらに進化させるためには、もう少し交通安全の取組を意識して、取組を進めるべきであると考えますが、今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラムにおける、交通安全の取組について御質問いただきました。

このプログラムにつきましては、伊勢志摩サミット開催を契機とした県民

の皆さんの自分たちのまちは、自分たちで守るという意識の高まりを次世代に引き継ぐため、本年1月に策定したものでございます。

2月には、このプログラムの目指す姿である、県民力でつくる犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重の実現に向け、市町担当者、防犯・交通安全活動団体など約150名の方々の参加を得て、キックオフ大会を開催し、今後に向け、その決意を確認したところでございます。

また、このプログラムを推進するためには、県民へのPRのみならず、具体的にアクションを喚起することが何より大切でございます。このため、アクションの担い手となる多様な主体が意見交換を行う、安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム推進座談会を、議員御紹介のとおり、本年7月から実施しているところでございます。

この座談会につきましては、県内18警察署の管轄単位において市町や警察と連携し、プログラムの主体である自治会、自主防犯活動団体、交通安全活動団体、事業者や大学生等の参加のもと、地域の防犯や交通安全活動に対する取組を共有するとともに、課題や対策について討議していただくもので、これまで桑名地域、いなべ地域、伊勢地域の3ブロックで実施しております。

座談会では、高齢化に伴う対応や若者の防犯意識を醸成する方法、自主防犯活動団体等と自治会との連携に係る様々な工夫が紹介されるなど、各地域の課題に応じた活発な討議を展開していただき、参加者からは、今後、地域の防犯や交通安全活動を一層持続可能なものとするため、企業や大学との新たな連携を構築したいなどの声をいただいております。

地域により課題や取組内容は様々であり、座談会の実施に当たっては関係者と十分に連携、調整の上、地域の実情に応じて参加者の構成、規模、討議のテーマなどを決定しております。

既に座談会を開催した地域においては、参加者に対しアイデア等をフィードバックするとともに、座談会をきっかけとしたネットワーク構築の一助となるよう、それぞれの連絡先や活動内容等の情報共有を行っていますが、今後は各地域において、関係者相互の連携がさらに深まり、新たなアクション

やネットワークの構築につながることを期待しているところです。

多くの自主防犯活動団体等では防犯だけでなく、あわせて交通安全の取組をされているところがございますが、今後の開催においては、これまでの座談会で議論された防犯と交通安全の両視点を兼ね備えた取組を紹介をするなど、防犯と交通安全の連携をさらに意識した討議のテーマとなるよう進めていくとともに、新たなアクションの発掘にも取り組んでまいりたいと考えています。

このようにプログラムを推進する中で、防犯と交通安全の横断的な取組が県内全域で展開されるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ところで、昨年も質問させていただきましたが、市町との連携の視点からいいますと、通学路に関しては安全対策において、通学路交通安全プログラムがあります。この通学路交通安全プログラムは、平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し、通学路の緊急合同点検を行い、必要な対策内容について協議され、対策を行っていくというもので、現在は通学路の安全確保に向けた取組を継続的に行うため、市町単位で策定されており、それに基づく通学路安全推進会議で市町単位の通学路の交通安全対策が講じられています。

構成メンバーは、教育委員会、県、市町、これは道路管理者等、警察署交通担当者等、その他関係者です。

また一方、教育委員会には、通学路安全対策アドバイザー及び事故防止アドバイザーという制度もあります。

職務内容は、ともに市町の推進体制構築の支援、通学路の安全点検に必要な資料作成及び安全点検への立会い、通学路の具体的な対策の検討、立案に関する助言、交通安全マップづくりの実施、交通安全教室の実施、登下校時における安全対策に対する確認、助言、地域安全マップ・防犯マップづくり

の実施、防犯教室の実施、その他、交通安全の意識や技能を高めるための交通安全教育手法等の開発、普及等を図るために必要な事項と同じでございますが、通学路安全対策アドバイザーは、事業の趣旨を理解し、交通安全の意識や技能を高めるための交通安全手法等の開発、普及に積極的に取り組む意欲と見識のある人、事故防止アドバイザーは、事業の趣旨を理解し、防犯や日常生活における事故を防ぐ能力を高めるための教育手法等の開発、普及に積極的に取り組む意欲と見識のある人を選ぶとされておりまして、通学路安全対策アドバイザーにつきましても交通安全が中心、事故防止アドバイザーにつきましても防犯が中心という制度で、ともに防災教育を中心とした実践的な安全教育総合事業を実施するに当たり、県教育委員会が委嘱することになっております。

内容を聞いてみますと、市町中心の通学路交通安全プログラムでは、県立学校の通学経路の安全対策が難しいということで、県立学校中心に平成28年度から交通事故報告の多かった学校や、自転車通学者の多い学校から取組を始めたとのことでした。

一方、警察には、地域交通安全活動推進委員制度があります。地域交通安全活動推進委員は、地域における交通安全のリーダーとして、警察署単位で委嘱されており、地域の実情に応じた啓発活動や教育活動等のボランティア活動を通じ、地域住民に対する交通安全の助言を行っています。

そこで、この安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラムで新たに取組を進めるに当たって、この通学路安全推進会議で得られた情報を共有すること、通学路安全対策アドバイザー及び事故防止アドバイザーや地域交通安全活動推進委員のノウハウを共有するなど、防犯の視点だけではなく、交通安全対策に係る市町との連携強化が重要ではないかと考えます。

先ほど、県民力でつくる犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重の七つの重点テーマをお示ししましたが、子どもという観点から申し上げますと、重点テーマの2番の中の子ども、女性、高齢者を犯罪から守るでは、地域での見守りとして、交通安全を兼ねた登下校の見守り、子ども110番の家活動

への協力など、地域全体でみんなを見守っているよという姿を、子どもたちに示しましょうという記載があり、子どもの防犯の観点から、学校の教職員、地域のボランティア、保護者等の関係機関と連携した見守りなどの取組が重要と考えられます。また、6番目の交通事故ゼロ、飲酒運転ゼロをめざすでは、お子さんの目線で危険な場所を把握して交通安全マップを作成するなどして指導の材料としたり、学校等を通じて地域の交通安全対策に役立てましょうとの記載があり、交通安全マップといった子どもの交通安全の観点からは、学校の教職員をはじめ、地域のボランティア、保護者等が連携した取組が考えられます。

環境生活部、三重県教育委員会、市町教育委員会、防犯・交通安全担当者、警察本部と言わず、様々な部局、市町が連携するとともに、地域で取り組んでみえる方々と一緒になって、地域の安全・安心を確保するため、さらにアクションプログラムを進めていくことが大切だと思います。

改めて、アクションプログラムの浸透に向けた今後の取組について、他部局等との連携も含めてお伺いしたいと思います。

○環境生活部長（井戸畑真之） アクションプログラムの浸透に向けた今後の取組でございますけれども、先ほど申し上げました座談会を平成31年度まで順次開催していきたいと考えております。開催に当たりましては、防犯と交通安全の連携した取組を意識しながら、事業者、防犯・交通安全活動団体、学校関係者、大学生などアクションの担い手となる多様な主体が意見交換を行うことで、新たなアクションの発掘やネットワークの構築につなげてまいりたいと思っております。

また、このプログラムにつきましては、各部局等からなる庁内連絡会議におきまして年度ごとに進捗状況を把握した上で、外部有識者や関係団体等で構成する犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議で意見をいただくなど、様々な主体とともに改善すべき点などを確認しており、また座談会の結果等につきましても情報共有を図ってまいりたいと考えております。

また、御質問にもございましたけれども、教育委員会における通学路安全

対策アドバイザー等の取組や警察本部、あるいは関係部局で進められている取組やノウハウなどにつきましても共有してまいりたいと考えております。

加えて、毎年開催しております市町の防犯等担当者会議での情報共有によりまして、市町との一層の連携強化を図っていききたいと考えております。

さらに、平成30年2月には、県民の皆さんや市町、防犯・交通安全活動団体等の参加を得まして県民大会を開催する予定でございます。県内のアクティブ・シチズンによる様々なアクションを紹介し、県民の皆さんにさらなる取組を呼びかけるとともに、市町、関係部局等と連携して、犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。県民大会等も開催予定ということでございます。様々な県民大会が開催されるわけですが、その中でもぜひとも有効的に県民大会を活用していただきまして、それが広がることをお願いしたいと思います。

このアクションプログラムでは、策定後の展開として意識づくり、地域づくり、環境づくりによって、一人ひとりが力を合わせて犯罪等に立ち向かうという方向性を示しています。（現物を示す）そして、最後のページに総まとめということの中で、一人ひとりが防犯・交通安全意識を高めるべし、地域の見守りあい、安全・安心なまちをつくるべし、我がまちへの愛と環境整備で、犯罪を遠ざけるべし、この三つのことが書かれております。交通安全対策プログラムに基づく、交通安全点検では、通学路の交通安全について、車両からの安全を重視すると、例えば大きな通りであるよりは裏通りを通ったほうが良いという意見が出ます。

しかしながら、防犯という観点からしますと、車は少ないかわからないが、裏通りでは連れ去り等の危険性があるという話が出ます。

この二つのどちらに重点を置いていくか、これは地域の中、他部局、いろいろなところで話し合いした上で決定していくことが必要となってまいりま

すけれども、とにかく皆の力を一つにさせていただいて、どこよりも安心して安全な三重を目指して一丸となって頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に高齢者の特殊詐欺被害防止について質問に入らせていただきたいと思います。

この表（パネルを示す）は、特殊詐欺の被害状況をあらわすものです。上が全国、下が三重県のもので、ここ数年、件数は増加傾向にあるものの、平成26年に金融庁及び警察庁から振り込み詐欺等の撲滅に向けた注意喚起活動が公表され、金融機関に関する顧客への声掛け等未然防止に向けた取組を要請したこともあって、銀行のATMからの高額振り込みができなくなったことなども功を奏し、被害額は減少してきております。

しかしながら、件数ベースでは高齢者の割合は、一番下の図になりますが、年々増える傾向にあります。

そこで、今回は特殊詐欺被害防止対策の中で特に高齢者に向けたものに特化してお話をさせていただきたいと思います。

三重県では、平成28年度から県内全小学校と連携した高齢者等への注意喚起を行うとともに、本年度からは国の交付金を活用して、オペレーターからの架電により県民に注意を呼びかけるコールセンター事業を開始するなど、高齢者に対する対策を行っています。

先日も被害防止を呼びかけるはがき約10万枚を製作し、県内の小学校360校に配布し、児童たちのメッセージを書き入れて祖父母らに送ってもらい、孫の世代から高齢者に注意を促したとの記事も拝見させていただきました。

また、昨年10月からは、特殊詐欺対策に効果的な機器、自動通話録音警告機を360台購入して、被害の多い津市、四日市市の高齢者に貸し出しを始めたとも聞いております。これが、（パネルを示す）その四日市市に配られたときのチラシです。他の市町からは、津市、四日市市だけでなく、こういうものの貸し出しを拡大してほしいとの要望が多いと思いますが、今後このような方向についてはどのようにしていくのか。また、それ以外についてど

のような対策を実施し、特に高齢者向けの特殊詐欺被害を削減していくつもりなのか、あわせてお伺いしたいと思います。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） 先ほどお尋ねのありました自動通話録音警告機の今後の運用、またその他の高齢者向けの被害の防止対策についてお答え申し上げます。

まず、自動通話録音警告機貸与事業であります。全体の対策を申し上げますと、県警察では、現在、特殊詐欺の被害防止対策として3本柱ということで対策を推進しております。

一つ目は県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発活動の推進、次に被害に遭わないための環境整備の促進、最後に金融機関などと連携した水際対策の強化でございます。

この自動通話録音警告機の貸与事業は、二つ目の被害に遭わないための環境整備の促進の中の重要な対策の一つと位置づけ、津市では昨年10月1日から、また四日市市では昨年12月1日から、それぞれ1年間のモデル地区事業として、合計360台の機器を高齢者世帯などに無償貸与しているものでございます。

本年3月、機器を設置した高齢者に対するアンケートを実施したところ、91%の方が不審電話等がなくなった又は減少した、90%の方が被害防止に有効、82%の方が今後も継続利用したいなどと回答いただきまして、機器設置の有効性が確認されたところでございます。

現在、このアンケート結果に基づきまして、県内の各自治体に対して普及促進に向けた働きかけを行うとともに、高齢者等を対象とした各種防犯講話や防犯イベントなどの機会において、これら機器の有効性をPRするなどいたしまして、この種の被害防止機器の普及促進に努めているところでございます。

この機器の今後の運用につきましては、モデル事業期間終了後、360台全てを一旦回収いたしまして、各警察署を通じて県内全域の高齢者世帯等への

貸与を進めていく予定としております。

次に、その他の高齢者向け被害防止対策についてお答えいたします。

既に議員からも言及がございましたけれども、まず県内全ての小学校と連携した小学生から高齢者へのメッセージカードによる注意喚起、また三重県警察三重の見守りコールセンターによる高齢者等に対するタイムリーな注意喚起のほか、金融機関によりますATM振込の利用制限などを実施しております。

このATM振込の利用制限につきましては、70歳以上の方で一定期間キャッシュカードによる振込をしていない顧客を対象に、キャッシュカードによるATM振込を制限するというものでございます。

これは昨年、ATM振込の手口で現金をだましとられる還付金等詐欺が急増したことを受けまして金融機関に働きかけた結果、各金融機関で開始された対策でございます。現在、県内に本店を置く五つの信用金庫、三つの地方銀行の全てで実施していただいているところであります。

県警察といたしましては、今後とも、各種広報啓発活動を実施するとともに、関係機関等と緊密に連携するなどいたしまして、高齢者をはじめとする県民の特殊詐欺被害を少しでも減らし、また特殊詐欺の被害防止対策を鋭意推進してまいりたいと存じます。

以上でございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。先日も敬老会で、こういうことがあることを知っていますか（パネルを示す）とお聞きしましたら、やはり御老人の方、知らないです。なぜかといえば、津市と四日市市しか多分PRをしてないからというか、それしかやってないからだと思います。今後全部を回収していろいろなところでやっていただくということですので、ぜひともそういう形の中で、こういうPRもしていただければ幸いかなというふうに思います。

また、市町の社会福祉協議会におかれましては、民生委員、児童委員連絡

協議会等がありまして、それと地域には福祉委員会等があります。そのような組織の中で、独り暮らしの高齢者の方に対してPRすることもできるということもございましたので、できましたら地域の社会福祉協議会等とも連携していただいて、幅広く多くの方にこういう制度があることを知っていただけるように啓発いただけますことを、最後をお願い申し上げたいと思います。

それでは、最後に三重県財政の健全化に向けた集中取組についてという形の中で質問させていただきたいと思います。タイトルは漠としておりますので、まずは長期的なところからお聞きさせていただいて、それから細かいところをあわせて質問をさせていただきたいというふうに思っております。

本年、三重県財政の健全化に向けた集中取組～持続可能な行政運営に向けて～が策定されました。平成28年度以降の中期財政見通しを踏まえ、県財政の現状と課題を分析、整理した結果、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の着実な推進とともに、さらに持続可能な行政運営を維持していくため、財政の健全化に向けた取組として、より一層の歳入確保と歳出構造の抜本的な見直しが急務と考えましたとあり、平成28年度から歳入確保ワーキンググループ及び歳出改革ワーキンググループを立ち上げ、歳入歳出についてそれぞれの現状と課題を分析し、取組の方向性についてまとめ、具体的な取り組みについて検討を重ねてきています。

歳出においては、財政構造が極めて硬直的となってきたことを踏まえ、経常的支出、公債費、社会保障関係費、人件費、補助金等については、集中取組の期間において、その規模を段階的に引き下げていくとともに、当面は投資的経費などの臨時的支出も抑制することとしますとあり、次の八つが示されております。

一つ、事務事業の見直し。二つ目、公債費、投資的経費の抑制。三つ目、県単独補助金の見直し。四つ目、社会保障関係費の見直し。五つ目、総人件費の抑制。六つ目、維持管理費の抑制。七つ目、事務的経費の節減。八つ目、事業の選択と集中を図る仕組みの見直しであります。

そして、その中の公債費、投資的経費の抑制では、既存のインフラについ

では、長寿命化の視点を重視するとあり、将来、県有施設の新設、または建てかえを行おうとする場合は、施設が県民のニーズに基づくものかどうか、今後の人口推計や維持を十分に考慮、県内市町や近隣県の既存施設を有効活用することで、施設を建設せずとも目的が達成できないかどうかを重視するとあります。

今日、東議員から熊野灘臨海公園の話がありました。そんな中で整備方針であったり、老朽化に伴う維持管理について、維持修繕の計画の見直し等を行う等の答弁がございましたが、実は亀山市には同じような形で、亀山サンシャインパークがございます。

こちらにつきましては、水と緑が織りなすオアシスとして高速道路の利用者に滞在型の休息空間を提供するとともに、レクリエーション活動、健康づくりなどの地域住民の憩いの場を提供することを目的として設置されましたが、長期的には、この亀山サンシャインパークはどうしていく計画なのでしょう。

また現在、公園の中心にある高塚池には、周辺の緑の丘陵とともに良好な景観を形成し、公園の設置目的である水と緑が織りなすオアシスにおいて重要な位置を占めていますが、そこに存在しておりますウッドデッキが経年劣化のため破損して通行どめとなっています。利用者から、早期の復旧が求められておりますが、それにつきましても今後どのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

あわせて長期的な面であと二つお伺いしたいと思います。

一つは信号の話でございます。老朽化した信号機というのがよく言われております。今、老朽化した信号機、あるいは磨耗した黄色のセンターライン、そして外側線等については、緊急性や優先度を勘案しながら更新していくと聞いております。2015年度末時点で、老朽化したまま設置されている信号制御機の率は三重県で22.9%であったという記事がありました。老朽化したまま放置されている信号制御機は、今どれくらいあるのか、今後どのように更新していくのか。

ちょうど非常用電源付信号機、俗に言う消えない信号についても、先日、三重県は整備率が3.8%という記事もありましたが、こちらにつきましては、その老朽化した信号制御機を更新するに当たり、防災上の観点もあると思いますが、必要な場所については並行して進めていくのかどうかについても、あわせてお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、私から亀山サンシャインパークの管理についてお答えさせていただきます。

亀山サンシャインパークは、現在、年間約87万人の利用者があり、道路利用者の休憩や地域住民の健康づくりの場に加え、地域における集客・交流の拠点としても重要な役割を果たしております。引き続き、その役割が果たせるよう、園内施設を適切に維持管理するとともに、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

また公園内の遊歩道のウッドデッキにつきましては、先ほど御紹介がありましたように、腐食が著しい一部の区間を迂回し供用しております。

その他の区間についても腐食の進行が想定されるため、再整備を行う方針です。

再整備に当たっては、遊歩道の魅力を損なわないよう配慮しつつ、安全な利用や維持管理コスト等を考慮し、ウッドデッキ以外の方法による遊歩道整備を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） 私からは老朽化した信号制御機、また非常用電源付信号機、黄色のセンターラインの磨耗の件についてお答え申し上げます。

本県の信号制御機の全体数が現在3220基ございます。そのうち、更新基準ということで、19年を目安にしておりますが、この19年の更新基準を超えたものが877基、現在の割合で申しますと約27%ということになります。

ちなみに、全国的に同じような数字を見ますと、約22%が更新基準を超えているということで、いずれにしても更新を着実に推進していく必要があると認識しております。

その更新状況であります。本県におけます今年度の信号制御機の更新は69基を予定しております。これは前年度の9基と比較しますと、大幅に増加を認めていただいているところでありますが、更新基準を超えた信号機全体の数から見ると1割弱という状況でございます。

次に、非常用電源付き信号機につきましては、災害や事故による停電の際にも信号機が滅灯して交通事故や交通渋滞などの交通混乱が発生しないように電源を確保する装置でございます。これまで県内の緊急輸送道路など主要な125の交差点に整備しております。

今後、大規模な災害の発生も懸念されますことから、引き続きこの装置の整備を推進する必要があると考えているところでございます。

それから、黄色のセンターラインにつきましても、摩耗した道路標示は多数存在しておりますことから、必要性や緊急性を勘案しながら、優先順位の高いものから、順次塗りかえを実施しているところでございます。

全体を通して今後の取組でございますが、信号制御機等をはじめとする交通安全施設につきましては、今後とも計画的な更新に一層努めてまいりたいと考えているところでございます。何とぞ御理解と御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

〔「10倍頑張って」と呼ぶ者あり〕

〔長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） 県土整備部長、外側線についてはいかがでしたでしょうか。

○県土整備部長（水谷優兆） 申しわけありません。外側線についてお答えさせていただきます。

外側線の引き直しは、白線の剥離率がおおむね50%を超える箇所の中から、

道路交通の安全性でありますとか工事施工の効率性を考慮して箇所を選定を行っております。

しかしながら、地域からの外側線引き直しの要望が年間工事可能量を大幅に上回っている状況にありますことから、箇所選定方法をより客観性の高いものとなるように見直しを行い、現状及び成果の公表を行うなど、道路利用者の安心、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。どうしても予算の少ない中で、当然ながら緊急性、安全確保ということの両方の板挟みになりながらつくっていただいておりますし、警察におかれましても引いていただいているのだと思います。

最近、自動車の安全対策としまして道路上の白線または黄線をセンサーで認知し、ドライバーがウィンカー操作を行わずに車線を逸脱する可能性がある場合は、ブザーとディスプレイ表示による警報でドライバーに知らせるといった車線逸脱防止により事故を未然に防ぐシステムが開発されてきています。

また、警察署の話聞いておりますと、安全運転サポート車、限定運転免許の導入に向けて検討を始めたという話も聞いております。幾らこのようなシステムが開発されましても、本来の道路上の白線、黄線が消えておりますと、これを感知いたしませんので、緊急性はよくわかるのですけれども、それが100%感知する観点の中から、ぜひとも早急に進めていただければ幸いかなと思っています。

また、先ほどウッドデッキの話もございましたけれども、お聞きしていますと耐久性等を考えた上で、外国材も使われて直されたりしておるということでございますが、ちょうど先日の全員協議会の「『平成29年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」の三重県財政健全化に向けた集中取組の着実な実践についての回答として、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な行政運営を維持していくことが不可欠であると

示されるとともに、施策の展開に当たっては、伊勢志摩サミット等を通じて構築した民間との連携を、産業振興だけでなく他の分野でも進めるなど、新たな発想で取り組んでいきたいとも書かれておりました。

だんだん収入が減ってくるわけですが、そういう面から例えばサンシャインパークに今後ネーミングライツ等をして、歳出の削減とともに新たな収入を確保していくような方向性があるのか、あるいはウッドデッキにつきましては、産業振興という意味で県産材を使っていく方向性があるのかについて、あわせて伺いましたと思います。

○県土整備部長（水谷優兆） 県営都市公園のネーミングライツにつきましては、亀山サンシャインパークを含めた六つの公園で、平成29年度中に募集を行い、平成30年度以降の都市公園の維持管理の財源としていきたいと考えております。

また、公園の木製施設への県産材の活用につきましては、利用者の安全を確保するための強度等の確認と設置及び維持管理のコストを考慮し、慎重に検討したいと考えております。

以上でございます。

〔長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

では、最後にもう1点、今年、県民から県の照明灯が消えているよ、壊れておるよという話をちょこちょこ聞くようになりました。これを調べてみますと、どちらかというと照明灯が故障しているのではなくて、節減のため消灯しているところが数カ所あると聞いています。県民サービスの低下を招くような気がいたしますけれども、現場の声を聞いて現場の課題につながるように、できるだけ解決していただきたいと思います。

地域からは、今はまだ日が長いのでそれほど気にならないのだけれども、日が短くなって冬期にかけてはやはり心配であるという声があるのですが、これに関しまして県土整備部長、コメントがございましたらよろしくお願いします。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 今年度から、橋梁に設置しております照明灯については、道路の維持管理費を節減する観点から交通安全上支障のない箇所での消灯を進めております。

今後利用者への安全確保に配慮しつつ、消灯の取組を進めていきたいと考えております。

なお、橋梁以外の道路部に設置している照明灯につきましては、安全性を考慮して、現時点では消灯する予定はございません。

〔長田隆尚議員登壇〕

○**35番（長田隆尚）** ありがとうございます。今日はリニアのことをはじめ、いろいろな安全対策のことを中心にお聞きしてまいりました。財政の健全化も必要でございますけれども、県民の生活の支障にならない形の中で安全・安心が確保できるような方策で、今後とも財政の健全化を目指していただきますことを最後にお願ひしまして終わらせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。（拍手）

○**副議長（水谷 隆）** 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

岡野恵美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○**4番（山本里香）** それでは、岡野恵美議員の質問に関連いたしまして知事に二つ聞きたいと思ひますので、急ぎながら話を進めたいと思ひます。

ヒバクシャ国際署名についてです。知事からは、いろいろな状況を考えて差し控えるというお言葉がありました。差し控えるということは理想として語られましたけれども、核兵器廃絶は必要だという考えがあるのだと私はとりました。

そんな中で今、核保有国等との問題、現実的かつ実践的な対応で国が進めていることと違うことはできないということだと思ひますが、私はそんなたくを国にしているのであれば、被爆者の皆さんに対してのそんなたくをしてほしいと思ひております。

広島、長崎のことがよく被爆者という形で言われますけれども、三重県も例外ではないんですね。ビキニ環礁で1954年に第5福竜丸の話があって、久保山愛吉さんが亡くなったときに、原水爆の被害は私を最後にと言われたのはよく知られています。それと同じときに、三重県の漁船も93隻その近辺にいて被爆をしているのではないかと、そのことが心配されて、その中で認定はされませんでしたけれども、これは国会の委員会答弁の中できちんとした調査をされると言われながら第5福竜丸だけが調査されて、この三重県の漁船は調査を放っておかれて隠蔽されたわけです。やはり数年後に骨髄性白血病で亡くなられた方がいます。実験被爆ということでは三重県も例外ではないというふうに私は思っておりますが、傍聴席に、あるいはインターネットの向こう側に被爆者の皆さんが控えていらっしゃるというふうなことを思って、再度この答弁を被爆者の方にそんたくして、していただきたいというのが1点目です。

それから、二つ目です。

窓口無料の検討ということで、いろんな対極の論議がありますから、費用が増えるということもある中で今、ひとり親家庭、あるいは障がい者の方の部分で無料の前進をする平成31年から、そのお考えが検討途中だというふうにお答えをいただきました。早くそのことについても進めていただきたいと思うんですね。

実は、9月の前半にありました慶應義塾大学大学院の後藤励教授や京都大学大学院の加藤弘陸教授が海外紙に発表した中で、2012年から2013年に入院した6歳から18歳の36万人に対してデータ、内容を隈なく調べて、そして所得状況等も調べて、地域分布も調べて、そういう論文が発表されたということなのです。

それによると、助成拡大、年齢拡大、窓口拡大も含めて、それをすることで全体的に入院数が減って医療費の削減になっているということが言われ、経済的理由で病院に行けず、慢性的な病気にかかりやすかった子どもたちが外来診療を受けやすくなったために、この低所得地域では特に入院を減らす

効果があったということの報告がされておりますので、自信を持って低所得者対策を大きくなされましたが、それで進めていただきたいと思いますけれども、子どもたちの6人に1人は貧困であると言われる中で、この二つだけに限定されずに次は拡大をと、ぜひとも窓口無料も全体的にしていっていただきたいと思います。

それで知事に質問をさせていただきます。鈴鹿市が窓口無料を始めまして、いろいろなところが追隨して、半分ぐらいの子どもたちがもうこれで今後、窓口無料に突入していくことの報告がありました。すごく心配をしてみえると思います。

そんな中で先ほどすんなりと健康福祉部医療対策局長は、増えた分については独自に市町でやっていただくという減額の話をされましたけれども、鈴鹿市の報告があって、担当の部局としても鈴鹿市の前半の状況を調べた上で今後のことを考えていくということをやらずとて言ってみますので取り寄せてみました。

そしたら、実は今年の4月、5月しか発表されていけませんので、そのデータしか今手元にないのですが、12%の助成費の増額があった、助成件数は2カ月だけで5.3%増になったと。この2カ月だけをとって言うわけにはいかないと思います。いろんな状況があると思いますので。

でも、ここで例えば1年間通して最後に今年増えた分だけ出さないよということができるのかと言ったら、実は鈴鹿市はすばらしいのです。子どもの数、ゼロ歳から3歳はこの4月、5月だけでも100人、それから4月から7月だけでも350人ぐらい増えているのですね。鈴鹿市は今ずっと増える傾向にあるところがあるらしくて、去年の同じ時点と今の時点とただ数字だけで比べていたのでは、これは大変問題があると思います。

ですから、知事はこのことを、ペナルティーという言葉ではないにしても、もし増えた分だけ渡さないということをするとしたら、細かく細かくその医療の内容を鈴鹿市の場合、調べて判断していただけるのでしょうか。そのことがなかったら単純には言えないと思いますけれども、いかがでしょうか。

指示していただけますでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 全然関係ない二つの話題を御質問いただいて、答弁のしやすさについてもそんなくしていただけるとありがたかったかなと思うところであります。

まず1点目のヒバクシャ国際署名につきましては、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、核のない世界を実現していくことが大事で、そのために頑張っていきたい、そしてそれが大事だと被爆者の皆さんが切に願っていることは大変重く受けとめているということは私が申し上げたとおりです。

一方で、先ほど申し上げましたとおり、例えばNPTとかCTBTのような核兵器保有国と非保有国とが一緒になって枠組みで議論するのではなく、核兵器保有国が入ってないことの中で分断されてしまうような懸念がありますので、現在においては署名は差し控えたいというふうに考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、被爆者の皆さんの切なる願い、あるいは悲惨な体験というものを次世代に引き継いでいく取組は県としてしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

それから、2点目の子ども医療費の部分につきましては、鈴鹿市の状況、例えば子どもの医療費というのは、インフルエンザがはやるときとかはすごい上がるんですね。なので、この春の時点ではかるのが適切かどうかというのがありますので、今おっしゃっていただいたように、いずれにしても精査をするときには一人ひとり見るというのは難しいかもしれませんが、市の状況をよく聞きながら、一定の試算をしながら出していくということですが、いずれにしても状況をしっかり把握することは大事だというふうに考えています。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 全然関係のない2点の質問ということは私は当たらないと思っていますから、内容についてそれを深めたということになると思います。

そんなくの問題はいろんなそんなくがあると思います。そんなくという言

葉が悪い言葉であるとは思ってませんが、再度お話をいただきました全体としての考え方、多分理想的には思ってみえることはあると思うんですけども、今、この日本の立場として、知事の立場として18人の方は知事で署名をしていらっしゃるのです。

〔「16」と呼ぶ者あり〕

○4番（山本里香） 16人の方です。

ということは、何かこれ署名することで三重県民がマイナスになるとかそんなことはきっとないと思うので、いろいろなことを考えていただいていると思いますが、被爆者、広島、長崎、三重という思いも込めて、知事の思いを理想高く持って進んでいただきたい。現実を変えていくのは理想を持っているからこそ私は思っています。

子ども医療費の窓口無料の問題、進むことが少しあるということで、これは大変すばらしいことだと思います。今までの流れの中から見たら。

けれども、今回、喫緊の問題は進めていく市町の中で減額されるかもしれないことが大きなことだと思います。これは軽々しく言うてはいけなと思うんです。一つ一つ、ちゃんと丁寧に見て、それが不必要なものか、必要なものか、必要だから病院に行っているんですからということで、細かく見ていただいて判断をしていただきたいと思います。

終わります。（拍手）

○副議長（水谷 隆） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（水谷 隆） お諮りいたします。明26日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（水谷 隆） 御異議なしと認め、明26日は休会とすることに決定いたしました。

9月27日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（水谷 隆） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時12分散会